

令和2年度 南大隅町議会定例会6月第2会議 会議録(第1号)

招集年月日 令和2年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和2年 4月 2日 午前10時00分

開 議 令和2年 6月 15日 午前10時00分

応招議員 全 員
 不応招議員 な し
 出席議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	欠 番	13番 大村 明雄 君

欠席議員 なし

会議録署名議員 : (11番) 木佐貫 徳和 君 (12番) 川原 拓郎 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 下園 敬二 君 (書記) 立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	経済課長	新保 哲郎 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	上大川 秋広 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	川元 俊朗 君
総務課長	相羽 康徳 君	建設課長	増田 恭一 君
支所長	川越 貢 君	町民保健課長	黒木 秀 君
会計管理者	打越 昌子 君	総務課課長補佐	中之浦 伸一 君
企画課長	熊之 細等 君	総務課課長補佐	佐藤 ひとみ 君
商工観光課長	愛甲 真一 君	総務課財政係長	石畑 光紀 君
介護福祉課長	黒江 鳴美 君		

議事日程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 令和 2年 6月 15日 午後 4時 10分

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議機関の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- (議案上程、説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議案第 4 号 南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定の件
- 日程第 6 議案第 5 号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 7 議案第 6 号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 8 議案第 7 号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 9 議案第 8 号 南大隅町緑茶加工施設条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 10 議案第 9 号 南大隅町新庁舎電話設備備品購入契約の締結について議決を求める件
- (議案上程、説明)
- 日程第 11 議案第 10 号 令和 2 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 12 議案第 11 号 令和 2 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 13 議案第 12 号 令和 2 年度南大隅町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、令和2年度南大隅町議会定例会6月第2会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、木佐貫徳和君及び川原拓郎君を指名します。

▼ 日程第2 審議機関の決定の件

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
6月第2会議の審議期間は、本日から6月23日までの9日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、6月第2会議の審議期間は、本日から6月23日までの9日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（大村明雄君）

日程第3 諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情書の写しのとおり、配付及び所管の常任委員会に付託しました。
次に、監査委員から例月出納検査の3月から5月までの結果に関する報告が提出されました。
系統議長会関係では、6月4日東串良町において、第223回 郡議長会定期総会が開催され、令和元年度事業経過、及び令和元年度歳入歳出決算が承認されました。
その他、一般的事項につきましては、お手元に印刷配付いたしておりますので、口頭報告を省略します。

▼ 日程第4 一般質問

議長（大村明雄君）

日程第4 一般質問を行います。
順番に発言を許します。
まず、松元勇治の発言を許します。

[議員 松元 勇治 君 登壇]

2番（松元勇治君）

令和2年度、定例会6月第2会議において通告していました2問について質問します。
前回3月会議において、新型コロナウイルス感染拡大が及ぼす影響についてのことでした。

内容は、3月になっても収束ができない中、本町も防疫体制の徹底と住民生活において経済面など、状況調査、情報を収集しながら迅速に対応していくとのことでした。

4月、5月と世界中感染拡大が続く中、本町においては独自の給付金、プレミアム付き商品券の発売など近隣市町より早い対応措置ができ、一定の評価を得たと思っています。

しかしながら、6月になって全国的収束傾向にはなっても、2波、3波を警戒しなければならない状況は、外出規制が解かれても自粛ムードは今後もしばらくの間は続くと思定しなければならないと思われまます。

全国の情報を見ながら地元、地域の現状を踏まえ、住民の合意をもってサービスに努めなければならないと思うところです。

今後この問題は、生活支援は下よりあらゆることが関係し、1年単位で施策を立て対処しなければなりません。

今回の質問は、時世に合わせて質問の内容を考えてみました。

質問1、防災対策におけるインフラ整備について。

- 1、新型コロナウイルス感染対策に応じた避難所はどのように設置する考えか伺います。
- 2、交通や電線ケーブルの接触により被害が出る支障木、危険木の伐採はどのように行われているか伺います。
- 3、用水路や排水路など側溝の管理、状況はどのように行われているか伺います。

質問2、指定管理施設の今後のあり方について。

- 1、各指定管理者の運営状況は、どのように把握されているか伺います。
- 2、モニター制度を導入し、サービス度など検証する考えはないか伺います。

以上で、壇上からの質問とします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

第1問第①項「新型コロナウイルス感染対策に応じた避難所をどのように行う考えか伺う。」とのご質問でございますが、未だに新型コロナウイルス感染症の拡大が危惧される中、自然災害発生時の避難所における感染症対策が全国で問題視されております。

4月に国から避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について示され、本町におきましても「避難所感染症対策要領」を策定したところでございます。

避難所での感染防止対策としましては「避難所感染症対策要領」に基づいて、来所時に

必ず健康チェックを行い、避難所内の居住スペースを世帯毎に距離を取るとともに、感染が疑われるような症状がある避難者用に別室を設けるなど、居住区域を分ける対策を実施していきたいと考えています。

なお、別室を設けられない施設につきましては、近隣の自治会にご協力をいただき、公民館を避難所として活用したいと考えているところでございます。

2番（松元勇治君）

避難所に関しまして、6月今の時期よく議員からも防災に関して質問が出る時期なんですけど、その中でも避難所というのは、このコロナの感染の状況によりまして、いつも避難所というイメージはこの密な状態と言いますか、非日常の中でも人が多く密集しているような気がしているところなんですけど、それに対してプライバシーを守る、そういった中を考えた中でも、段ボールのパネルとかそういったのなんかの準備というのは十分になされているのか伺います。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

松元議員からのご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染症拡大を防止するためには、密閉、それから密集、密接の3つの条件が同時に重なる場を避けることが重要だというように言われております。

その中から本町におきましては、先ほど町長の方からありましたとおり、避難所感染症対策要領等を定めたところでございます。

その1つと致しまして、先の議会の中でパーテーションの予算を計上させていただきました。

段ボール等につきましても一部所持しているところでございますが、この雨季になるとちょっと損傷する可能性もあることから、今後はこのパーテーション、それからテント等の活用で対応していきたいというふうに考えております。

2番（松元勇治君）

了解しました。

この中で避難所が各地域に指定してあるんですが、避難所に集まらなくても自宅というの最近言われてて、頑丈な建物だったら2階にとか、密にならない状況をまた色々な会ある度に色んなメディアの方で見たりするんですけど、それで、どうしても多くなるというのの感覚、ソーシャルの方からすると避難所は多くしないといけないというのも考えられていますか。

総務課長（相羽康徳君）

確かに各避難所の収容人数、これも限られております。

現在、警戒区域や浸水想定区域に含まれない安全な場所にお住まいの人は、無理に避難する必要がないこと。また、安全な場所にある親戚や知人宅も避難先としてなり得ることなどをまとめたチラシを全戸に配布し、周知を図ったところでございます。

また、指定避難所への避難者が多くなる場合には、先ほど町長も申し上げましたけれども、近隣の自治公民館等を避難所としてお借りできたらというふうに考えております。

2番（松元勇治君）

一般の方々の避難というのは了解しました。

もう1つ、前々からいつも避難所に関しては思っているところがあって、福祉避難所というのが地域社協の方でも色々とうそいったのを対応される考え方もあるという話は聞いてたんですが、この福祉避難所におかれた場合、福祉避難所と言われるだけの条件を満たしてないところで、佐多地区で真寿園、根占地区で蒼水園という中で、そういった施設をお借りして、福祉避難所として介護が必要な方を一時的に入所させてもらうという話が前あったんですが、私事ながら高齢者の親を持つ中で、2月末からずっと会ってません。先週から会うことができたんですが、会ってない中で、今年2回しか会ってないという中で、施設自体が外来者をシャットアウトした状況があった中で、今はだいぶ解除されてきてるんですが、そういったのが避難する時期に、またそういった集団的な発生がないようにするために、またシャットアウトされた場合に福祉避難所という設定はどのようにされるかというのは考えられていますか。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

介護福祉課長（黒江鳴美さん）

福祉避難所につきましては、現在、老人福祉センターを避難所として開設しております。

これまで台風襲来による避難の際には、在宅の要支援者については、老人福祉センターへの受入れと、町内2ヶ所の特養施設についてショートステイを活用して避難を行っております。

コロナ影響下で、今後も引続き事業所についても受入れ可能かどうかのご質問でございますが、現段階でのコロナの状況下では、両事業所ともこれまでと同様に、デイサービスや居宅事業所の訪問サービスなどの実績のある対象者につきましては、生活支援型ショートステイでの受入れができると確認しております。

各事業所、フロー等を作成し、感染発生に備えているところではございますが、残念ながら鹿児島市での感染者の確認がなされたところでございます。

今後の発生状況や発生場所、感染リスク等によって受入れが厳しくなることも想定されますので、再度の情報の共有を図りながら確認をしてまいりたいと考えております。

2番（松元勇治君）

一応、老人福祉センターの方もそれなりの対応ができるだけの先生がつくとかそういったのなんかも対応はクリアされてるんですか。

介護福祉課長（黒江鳴美さん）

平成30年度の実績としまして、9月の29日から10月1日にかけて8名の方をショートステイでは利用しておりますが、老人福祉センターにつきましては、約10数名程度が福祉避難所の方に避難しております。

31年度につきましても、老人福祉センターの方に8月に8世帯16名の方々が避難をしているところでございます。

看護師、保健師等が必要になっておりますので、それらを配置した上で開設をしているところでございます。

2番（松元勇治君）

了解しました。

もう出来上がってたんですね。ちょっと確認をこっちはしてなかったです。じゃ、次をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第②項「交通や電線への接触により、被害が出る支障木、危険木の伐採は、どのように行われているか伺う。」とのご質問でございますが、原則として支障木などについては、その土地の所有者が伐採を行うこととなっており、町報などで適宜、周知を図っているところでございます。

しかし、一部の管理されていない立木によって、道路通行への危険が迫った場合には、やむを得ず緊急措置として、道路管理者において伐採、撤去を行い、道路通行の安全確保を行う場合もございます。

電線などについては、九州電力やNTTが管理をしておりますので、接触している状況などを確認でき次第、その管理者へ連絡しているところでございます。

2番（松元勇治君）

よく災害が出る中で、この支障木、危険木というのが本当にいつも気になる場所なんですけど、町としてもこの支障木の伐採に関しては、葉っぱを切るぐらい、枝を切るぐらいというぐらいの予算は年には付いてる訳なんですけど、今、災害が無い時に備えるためにも、こういうのを支障木を切るというのはどんどん進めていただきたい。

災害が出て、また緊急車両が通る中に交通の妨げになったりとか、今、地域間格差なくスマート社会を作るための情報網を作る中で、それぞれの業者がそのケーブルを入れている中で、例えば、県道島泊から尾波瀬の県の公園に行く途中の左側の土手というのは、全部が木の中を通ってるんですね、ケーブルが。島泊の旧道から上がって来て、それから県の公園までの国道68号線。もう木の中をケーブルが通ってて電柱自体が木と一緒に並んで立っているという状況。

風が強いあの烏賊之浦の場所に関しましては、あそこが切れたらもうライフラインといえますか、その電気関係は全て、その先には行かないんじゃないかなと。あとは、回路からして郡線の方から引っ張ってくるかということもあると思うんですが、ああいったところはもう徹底して切らないと、今、観光の方でも観光バスがあまり来ない状況ですが、雨が降ると私なんかの車もちょっと背の高い車なんですけど、竹が水分を含むとあの笹が倒れて来て、車によくぶつかるんですが、大型バスの方々もよく言う中で、木に当たりたくないから中央線を走るんですよと言われます。そういったのが、ここ車が走らない中で気にならないと思うところなんですけど、景観もないし、そういった色んないいことないので、木は必ず早めに切るようにというので、そういった所有者というのは、県道沿いは国なんですかね、そういったことを振興局などに話をしながら、随時切る計画というのは、県道ではどのような方法で切れるものなんですか。

町長（森田俊彦君）

建設課長に答弁させます。

建設課長（増田恭一君）

今、お尋ねの件でございますけれども、県道につきましては、県の振興局の方が管理をしておりますので、町としての言及はできないところでございます。

ただ、町道に関しましては、町が管理する道路につきまして、支障木となったところにつきましては、町の方で伐採、撤去をしているところでございます。

以上です。

2番（松元勇治君）

危険木の方です。個人の家の上に隣の家か町の方の道から、その木はアコウの木なんです。そういったのが家の上まで被ってきてるのを切って下さいというにも、結局、所有者とか色んなそれぞれの問題を言われて、どこもしてくれないというのをよく聞く事があるんですが、そういったのなんかも各自治会の方で取りまとめて、町の方で切るという方法なんかも考えてもらわないと、担当課が変わる度に言ってるんですけど、という人がいらっしゃる中では、そういった困り事の中で、危険木なんかも切る方法というのは町の予算ではできないものか伺います。

建設課長（増田恭一君）

ご質問でございますけれども、まず民家の立ち木に関しましては、あくまでもその私有地の所有者の方が切っていただく必要がございます。その場合につきましては、町の方からその所有者に対しまして伐採のお願いをしているところでございます。

ただ、危険が差し迫ったような場合につきましては、関係各所と個別に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

2番（松元勇治君）

次をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第③項「用水路や排水路などの側溝の管理状況はどのように行われているか伺う。」とのご質問でございますが、まず用水路については、日常的な維持管理は受益者である農家または管理組合などが行っております。

また町としても、農作業労力軽減支援事業による維持管理に要する重機等のリース費用の負担や、原材料支給の助成を行っております。

町道などの排水路については、シルバー人材センターとの作業委託契約により、日常的な維持管理を行っております。

しかしながら、大雨などにより突発的な対応が必要となったものについては、建設業者で対応しているところでございます。

2番（松元勇治君）

この用水路、排水路というのは、今から本当詰まってしまうと、例えば、橋だったら流木でダムになってしまって水が溢れ返るとか、この水路は今の時期にしっかりと管理しないと、その計画の中で、シルバーの方々がよく土手の草払い、下に水路があるのまで上げてもらえるんですが、雨が降った後にもまたどうにかそういった屑になってるのが溜まっ

たりとかというのも住民から聞くことがあります。

そういったのはまだ小さな話なんですけど、佐多住民の方が言われる中で、上之園-阿保線、稲牟礼神社から南側に行く道ですね。その崖が崩れたのも、今、手を1回掛けられたけどまだちゃんと補修してないという中でも、この側溝の流れ、水の流れの管理というのをしっかりとしないことには、町としても負担が大きくなる、大きな工事をしなきゃいけない、反対側の法面の方に流れて底を洗って、道自体が半分壊れてしまうとかというのがよく災害を機にあることなんですけど、この水路の管理、側溝、下水という、こういった管理をしっかりとすることによって、町のまた後々の大きな負担も少なくなるんじゃないかなということ考えた場合にですね、色んな場所場所で、色んな要因を含んで、構造上そういった問題を起こしやすい場所というのがある中では、鹿屋市の方で道路維持パトロール車というのがあるんですけど、定期的にそういったの建設課ないし総務課、そういった車には名前書かなくてもいいんですけど、そういった道の点検というののはどのように行われているのか伺います。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

建設課長（増田恭一君）

ただいまのご質問についてでございますが、パトロールにつきましては、パトロールだけで現場に出るといってもございますけれども、基本的には、各色んな業務、建設現場等も抱えておりますので、その現場状況監督等に行く際に、兼任で各町道、農道等のパトロールを随時行っているところでございます。

以上です。

2番（松元勇治君）

パトロールはされてるといことで、各自治会長宛てでもいろんな会の中でそういった危険箇所というのは、挙げてもらってるとは思うんですけど、例えば、島泊に関しましては、第二島泊川というのがあります。もうこれ返事はいいですが、そういったのはポイントはしっかりと当ててもらってたいところなんですけど、元西方鮮魚があった所の川の所が、山の方から流れてくる水路とその橋の手前でぶつかって1回業者が土を上げてるんですけど、三面張りではなくて下がブロックなんですね。どうしても草が生えてくるという中では、1回はしてもらったけど2度目がまだ来ないけど、一応近いうちには来るとは言われたという。だけど、もう梅雨に入ってますよというのが、対応はどうなのかなということなんです。

去年もでしたが、外之浦の公民館前に県が作った水路が公民館で一緒に分岐してたのが集まる場所があるんですけど、そこにもやっぱり砂が溜まって水が溢れ出すということは言われます。

この佐多地区に関しましては、どうしても住居というのが急峻な場所からの平地になったところに作ってありますので、水自体が山から水が出たらそのままストレートに川、側溝に入ってくるという状況がどうも多い中で、その対応というのはしていただきたい。

あと1つ、この中の質問の中で、この事は今記録だけでいいですが、水門に関しまして、最終的に海に流れ出す時の潮位の関係で水門を閉めたり開けたりというのはよく地元知ってる人が管理されてるんですけど、そういったところの管理体制というのは、何人ぐらいで行われているのか。幾つぐらいあるものなのか教えていただきたいです。

建設課長（増田恭一君）

ただいまのご質問についてでございますが、まず水門についてでございます。

町管理の河川と海岸につきましては、水門はないところでございます。ただ、県管理の河川につきましては、雄川が9ヶ所、それから県管理の海岸につきましては、島泊の水門が1ヶ所ございます。その管理につきましては、雄川の9ヶ所の水門につきましては、平成26年度から県から町へ管理委託をされてございます。その操作につきましては、町の建設課の方で操作の開閉をするようになってございます。

それから、島泊の水門につきましては、県より地元の消防団へ操作の依頼を行っております。この場合につきましては、津波警報、大津波警報、または高潮警報が発表された際に、地元消防団にて水門を閉鎖するように操作の規定がなされておるところでございます。

以上です。

2番（松元勇治君）

以外の中で、その島泊に関しまして過去3回床下浸水があったと言われてます。その水門で1回と、あとその第二島泊川という所から左側の方に入っていく所で2回あったということを知っているんですが、そういった予防というか、本当山まで短い距離で急に水が入ってくるといふところなんかの管理というのはしっかりと地元の人たちからいつも気にするというか怯えているわけですので、そういったところは十分に事情を聞きながら対処していただきたいと思います。

あと大泊の方なんですが、大泊も十数年前に三面張りになってた、今屋外のキャンプ場ですかね、大泊海浜公園の中の施設が今出来上がるころの横の川なんですが、大泊川から下の方は三面張りにされてて、昨日、日高議員と一緒に見には行ったんですけど、どうにか水の流れて砂が流れてました。

前、災害があった時は、その周辺の人たちは布団も使えない何も使えないという状況で、だいぶ砂が何十センチも溜まった状況で、大変な苦勞されたのを思ったもんですから行ったところだったんですが、綺麗な状況でした。大泊川から元ガソリンスタンドがあった、あの大泊川の橋から上の方の工事というのは、どのようになっているのか、県の方から聞いてませんか。

建設課長（増田恭一君）

今のご質問につきましては、大泊のその上流部の堆砂の除去等につきましては、まだ県の方からご意見の方はまだ伺っていないところでございます。

2番（松元勇治君）

日高議員の情報なんですが、鶴田県議が来られて、135メートルでしたっけ。ちょっと議事録に載すにはちょっといい加減な数字になりますが、130何メートルかは工事は入っているというの、町は情報は聞いてないですか。

建設課長（増田恭一君）

申し訳ございません、その情報については、まだ存じていないところでございました。

2番（松元勇治君）

その橋から上というのが、例のごとくよくある川添いに生えてるカヤが両方ずっと生い茂って川幅も狭くなっている中で流量が多い時があるというので、畑の方はそれが溢れて

もいいんですが、人家の方にまた入ってくるというのが危険箇所と考えられますので、その方は県が対応するような状況ではあるみたいですね。また確認を取って住民への説明とかされるようお願いしたいと思います。

次をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第2問第①項「各指定管理者の運営状況は、どのように把握しているか伺う。」とのご質問でございますが、現在、ねじめ温泉・ネッピー館及び観光交流物産館なんたん市場を株式会社芙蓉商事、大浜海浜公園を合同会社岬、佐多岬ふれあいセンターを株式会社アイエス・フィールド、半潜水型水中展望船さたでい号を田尻地区観光推進組合が、指定管理者として運営を行っております。

運営状況につきましては、令和元年度指定管理料を含め、黒字の施設は、さたでい号、大浜海浜公園の2施設で、ネッピー館、なんたん市場、佐多岬ふれあいセンターは、赤字の決算となっております。

各施設の利用者の推移を見ますと、繁忙期の天候やその他の要因にも左右され、年々減少している施設、わずかに増加している施設等もございますが、現状は、すべての施設において新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営は大変厳しい状況との報告を受けております。

また、ねじめ温泉ネッピー館と佐多岬ふれあいセンターからは、既に指定管理料の増額等について要望書が提出され、協議を進めているところでございます。

2番（松元勇治君）

我が町も観光に力を入れて前5年の計画が終わって、後期5年の観光振興計画が立てられた1年目に、この計画を立てる時に今度ハードにかけた分を、今度は実を取るためにソフト事業でまた外貨を獲得するために頑張っていきましょうと言った矢先のこのコロナウイルス。1月に始まってずっと先がちよっと収束しない中で厳しい状況なんですけど、それだけではない体質というのもこの指定管理者にもあったような気がします。

近いうちそこで働いてる方々が辞めていかれる人たちとか色んな中で話をよく聞く中では、もうちよっと体質改善をしてもらいたかったとか、どうしたらという意見が通ればよかった。今の状況でも、ネッピー館に関しては朝礼もしない、ミーティングもしないというのが続いていると言ってますけど、その状況は頑張ったけどどうしてもという中と、自助・努力という中が足りない部分もあっての、それを指定管理料で助けてほしいというやり方もまたどうかと思うところもあります。

ただ、町長が在任される前の時、前町長と話しをする中で、直営の時に、平成17年でしたか、2千5百万から赤字を出したことがありました。1年間に。

町長こんなに利益を出すための施設じゃないんですかと前町長に言いましたら、「仕方がね、うちの広告塔やったって、野尻野の風車が2千5百万円固定資産税を貰えるから、それをそのまま入るればよか。」とか言われたことがありまして、こんなに大きな赤字が続いた時もあったんですが、芙蓉商事になって、そこ4、5年は良い独立採算でできた中を、こんなに落ち込むとは、というのが何が原因だったのかというのをもう1回また町としては検証しなきゃいけない。それに合わせてどうしてもできないんだったら、それなりのまた維持できるだけのことをしてあげないといけないところもあるのではないかと。どっちも無責任といいますか、ちゃんと目を光らせてなかった部分もあった中で、反省しな

ければいけないところもあったのではないかなと思うところです。

ただ、状況においては、ボイラーの燃料費が高ければサーチャージで補填をしたりとかというもしてる中で、何か、何故こんなに人が少なくなってきたのかなというのは絶対数、人数、住んでる住民も少なくなることなんです、温泉に関しましても宿泊に関しましても、ましてや宴会というのなんかもほとんど私たちも最近ネッピー館で体験してないんですが、そういったのなんかでやっぱり地元を助けるという意味で、町は対策としてはどのようなのから始めていく計画なのか伺いたいです。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

商工観光課長（愛甲真一君）

今、ご質問の点でございますけれども、これまでネッピー館につきましては、指定管理料が発生しないという協定に基づきまして運営をしていただいたということもございまして、あまり町の方から経営方針等に異議等を申し出る場面が少なかったというのが事実でございます。

反省点としましては、黒字から赤字に転じた時点、この時点でもっと積極的に町の方から働きかける必要があったのかなということは反省をしているところでございます。

今後につきましては、赤字に転じた現状、そして課題を管理者の方とも協議をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

2番（松元勇治君）

ということで、大変になると、どうして維持していくということをもう皆さん、苦肉の策で考えて提案されるわけなんです、本末転倒と言いますか、もう1つの話が最近出てまして、まだここでは誰もこの中で知ってる人はいないんですが、なんたん市場に関しましても、この芙蓉商事の代表の方が役員会をもってくれという話がありまして、内容はだいたいすぐ分かりました。

各納品される農家さん、事業者さんの方の納入の利益率を上げてくれという、パーセントを上げてということなんです。

そういったのは、やっぱり総会をもって定款に従ってする中では、総会をもたないといけない中の前の話なんですけど、結局は、地元の品物を安く買えて、皆さんが納品される中で交流の場としてという目的があったわけなんです、それにパーセントが上がってしまうというのは、みんな納品される150からの業者さん皆さんキツくなるだろうなというのもある中で、そこまで指定管理者というのは厳しいのかなというのを感じる中で、またそういったのも調査しながら、経営者の方の話というの役場もまだ知らないと思うんですが、実際そういった話があったんですかというの聞いていただきたい。

そこを納得したら、また確かに経営自体は、本体は良くなるかもしれませんが、たくさん売れて利益が出ないところに頼みましょうという指定管理はという言い方でしてきたんですね。それでもいいということで受けてもらってたんですが、どうしても無理なのは無理で仕方ないのかもしれませんが、あまり住民に負担が掛からない方法で解決していただきたい。

これで答えは出せないですので、またそういった対応はしていただきたいと思います。次、お願いします。

町長（森田俊彦君）

次に第②項「モニター制度を導入して、サービス度など検証する考えはないか伺う。」とのご質問でございますが、施設運営を行う上で、実際にご利用いただく方の客観的な評価は、サービス向上の観点からも大変重要であると認識しております。

補正予算3号で議決していただいた、地域内経済循環対策事業において、町民が町内の宿泊施設に泊って事業者を支援すると同時に、モニターの役割を担っていただき意見や感想を伺い、コロナ収束後のサービス向上に役立てていただく計画としております。

また、指定管理者にも独自にアンケート等を実施していただき、町との意見交換の場を設けるなど、受入体制やサービス向上につながるような仕組みを構築してまいりたいと考えております。

2番（松元勇治君）

この問題は、私は通告したのと、あの文書を見たのと同時やったもんですから、書いてしまったから出したことでした。

モニター制度というのは、本当にある程度どっちも緊張感があって、指摘する部分は思いがあって指摘してもらおう中、事業者として受けた方としては、サービスがこれだけをどう評価してもらおうかと自信を持ってすればいいんですが、ちょっとこういったところはマズイかなというのを指摘されるというのは本当にキツイところなんですけど、次へのまたプラスに繋がっていくことですので、是非このモニター制度というのは必要だと思います。

色んな施設がそれぞれ出来て、ネッピー館が平成8年に出来る、大浜海浜公園も同じ時期に出来るというので、色んな施設が出来る中でこういった連携をする会議というのがあったような気がするんですね。

ゴールデンウィーク前、繁忙期になる前、盆前とかという時にはお客さんを他の施設に紹介したりとか、事業所が違ってても、そういったので連携を取ってということなんかも、いつも言ってる中で、ここ何年か、そういったのも疎かになった結果として今回こういったどこも厳しいというのが出てきてると思います。

基本はコロナウイルスなのかもしれませんが、それぞれが今、助成金を出したり、色んな支援策が出てる中で、これこそ今ちゃんとした状態でお客さんを迎え入れる環境づくりというのが必要かなというのは思われます。

また指定管理の5年が今年度で切れて来年からなる訳なんですけど、秋からまた選定される中で指定管理の在り方というのは、指定管理をする委員会というのは定期的に今ぐらいに開くとか考えられないんですかね。

指定管理者を決めるのは、そのプレゼンテーションがあった、公募があった時に開かれるものであって、どのような施設、指定管理者が必要と、理想的な指定管理者かというのなんかの会というのなんかも開かれるという計画はないんですか。

町長（森田俊彦君）

商工観光課長に答弁させます。

商工観光課長（愛甲真一君）

今、ご質問のございました次期更新時期のことでございますけれども、施設の管理、それから、特に運営というものには難しいものがあると実感しているところでございます。

これまで公募、非公募による選定方法もあるところではございますけれども、今回につ

きましては、ある一定の原理の競争原理のことも働かせまして、議員からもございました利用者へのサービス向上、経営方針、それから収支のバランス等にも重きを置くべきと考えているところでございます。

今回全ての施設が来年4月が更新時期でございますけれども、相手方の経営方針、それから収支計画などを十分にヒアリングを行える時間、それから町の考え方、利用者の声、この辺りを十分確保して作業には臨みたいと考えているところです。

それから、先ほどモニター制度のお話があったところですが、このモニター制度を十分に活かして、住民の声等も聞き取りまして、十分な時間を確保して、ご提言がありました委員会等も何かの形で持ち上げるのが可能であれば進めてまいりたいと考えております。

2番（松元勇治君）

ありがとうございます。もうまとめに入ります。

このコロナ対策に関しまして、3月の国会議員の先生が言われたように、早く調査して、早く困った人たちに助成されるように、そういった助成金が行き渡るようにというのなんかを調査しいちよけ、しいちよって下さいという話の中で、町の対応というのが早く、昨日私の方は日曜会議を錦江町がしてまして6月会議見に行きました。その中で、あっ、出遅れてると思いました。隣町が。我が町はすごく良い方に考えた中で、専決という中で、どんどん先に進めて、本当はプレミアムの方も6月20日をちょっと過ぎるので各事業所の名前も上がってくる、プリントアウトして配る予定やったんですが、6月1日、2日にした内容でちょっと手違いとか遅れた部分も出てきて利用者には迷惑をかけた部分もあったんですが、とにかく早く早く対応したというのが我が町の今回の良いところだったと思います。

この指定管理に関しましても、困ったんだったら早く言ってもらわないとといたくなるところもあるし、困り切ってしまった後に膨大なまた助けて下さいという、助け船の助成金を下さいと言われても厳しいところもある中で、早く早くの対応というのが来年3月以降またどう変わっていくか、指定管理をする所、また新しくなるか分からない色んな所の対策になりますので、十分早い対応対応でしていただきたい。

また、コロナ感染というこの問題に関しましては、全国でいう中とまた地元は地元の考え方というのがある中で、地元の住民またそういった色んな議会を含めて全て合意した中で、今回はちょっと専決専決じゃなくてゆっくりと考えながら、語り合いながら進めていく方向へまた変えてしていただきたいと思います。

町長に関しまして、この今回の私の質問、防災に関するコロナ対策、また指定管理者、来客、他所から来る人たちも事業経営というのは徐行しながら進み続けないと休んでばかりじゃちょっともうキツクなってきますので、やっぱり人を入れれないといけないところも町の判断もあるだろうし、昨日錦江町の話の中でも、南大隅町に雄川の滝、佐多岬を、県外とか色んな人たちをまだ来ないようにしてくれというような言い方もあったんですね。良い時には自分たちはにしきの里で十分設けててという、何か上から言いたくなかった部分もあったんですが、その考えの中では、本人と話をする中ではじゃなくて、一緒に考えながら行きましようということなんですけど、町長、その考え方というのは、全体的にこのコロナの今の現状というのはいかなるような進み方だと思えますか。町の考え方。

町長（森田俊彦君）

今回、防災対策に関するご質問等をいただいております。

本当に前もって準備しておくこと、そしてまたパトロール等で強化しておかなければな

らないような状況等を、やはりチェックしておくべきだなということを思った次第でございます。

それと、2問目の指定管理者、そして最後のご質問で観光関連に関するお話だったんですけれども、今回佐多岬、雄川の滝を一応開放するという決断の前に、2市4町の首長の皆様方にはお伺い立てております。本町がここをオープンしてしまいますと、皆様方の地域を通行される格好になるだろうと、そこら辺の懸念材料として皆さん方どうお考えでしょうかという、一応ご質問を投げ掛けておりました。

そういう状況の時に、鹿屋市はバラ園をオープンするということをもう決定されているというような状況、それと、ちょっと遠くの方になりますけども、志布志の方は一応まだ当分見合わせるというような、県外、県を境で行き来する方々が多いということを懸念されたんだろうというふうに思っております。

他の首長さんにおかれましてはノーコメントだったというような状況でございますので、環境省とそれとまた県との協議の中でオープンを決定したような状況でございますが、ただ施設がこのコロナ禍において、社会状況としてウィズコロナ、そしてまたアフターコロナを見据えていかなければならないのかなというような状況に、今国体がもうほぼ中止という、延期というような状況が取り出さされております。これは、観光産業に対して非常に大打撃であろうなというようなことを我々は非常に考えておまして、ここにGOTOキャンペーンを利用したところで、すぐさま観光関係事業者並びにそれに付随する第2波、第3波の状況を鑑みながらこの事業を組み立てていって、盛り上げていかなければならないだろうと。

そして、今回指定管理者ということに関しまして、これ本町だけの話ではないということで、県の町村会で提案を申し上げまして、今般、国の方に指定管理者並びにNPO等のこういう支援策というものも国も十分に考慮してくださいというようなお話をしております。

指定管理者の場合、通常の民間会社と違いまして、通常の金融機関の対策の対象にならないというようなことがございましたので、そこを何とかカバーできないか。先ほど議員がおっしゃるように、コロナだけの問題であったのかどうかということもまた我々も1つの疑問点として持っております。

経営体質として、やはり、しっかりとしたサービス向上の上で来客を迎えて収益事業に繋げていってほしいというような趣きで、我々も指定管理者と対応していきたいというふうに思っております。

現状に関しましては全協等で報告いたしましたとおり、そしてまた、今後の状況におきましても、これは我々だけの問題ではないというふうに思っておりますので、どうぞ議員各位の皆様方も十分にご協議いただいて、その意見を我々も汲み取って、今後の事業の計画には留意をしていながら計画していきたいというふうに思いますので、どうぞご意見をよろしくお持ちしておりますので、お願い申し上げます。

2番（松元勇治君）

指定管理者も営業利益が出ないと経営できない。ましてや地元の人たちもまた採用されている中では、今回だけはどうか助けてあげないという気があります。

ただ、その言われるようにコロナだけではないという中を検証しながら、また経理の方も会計事務ができる人なんかのアドバイスなんかを担当課は呼んだりして、実際の収支というなんかの損益の分岐点なんかを考えながら、どうか今年は乗り切っていくように頑張ってもらおうように言っていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10:55
～
11:05

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水谷俊一君の発言を許します。

[議員 水谷 俊一 君 登壇]

6番（水谷俊一君）

おはようございます。

世界中に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も国内においては、一先ず収束の兆しが見えてきました。

第2波、第3波と気掛かりではありますが、マスクやフィジカルディスタンスなど、感染予防に努めながら新たな生活様式を心掛けていきたいと思えます。

こんなコロナ禍において、にわかに学校の9月入学論が、囁かれるようになりました。

9月入学が、グローバルスタンダードだと言い、学校のグローバル化の為には、これを機に実施すべきとの多くの意見ばかりが聞こえてきます。

この休校中にやるべきは、一日も早く学校を再開する努力「友達に会いたい、早く学校に行きたい」という子供たちの望みを、実現する為の努力をすべきだったと考えます。

コロナ禍において、学校を再開する事へのリスクをひとつひとつ取り除き、安心して授業が受けられる環境を作る事に大人たちは、努力すべきだったと考えます。

中体連の大会や高校総体・夏の甲子園大会の中止も全て、大人たちの努力不足。中止をする理由を考える前に、実施する努力をすべきだったと思えます。

この夏、総体や甲子園を実施できない国が、来年オリンピックなど実施できるとは、私には到底思えません。コロナだからこそ出来る事、やらなければならない事もあるように思えます。

先ずは、フィジカルディスタンスが感染防止の最重要項目とされています。

ウィズコロナの時代、新たな学校の在り方として30人学級の実施に取り組むべきではないでしょうか。いつまでも、分散登校や廊下まで使った授業など子供たちを犠牲にする訳にはいきません。空き教室の有無や教職員不足など解決すべき課題も少なくはないと思えます。

しかし、学校内での感染防止に努めるなら30人学級を前提とした取り組みが、早急に実施できるように、鹿児島県教育委員会や文部科学省へ働きかけるべきであると考えます。

そこで伺います。

新型コロナ感染症禍、Social-Distanceを確保する為にも30人学級の実施を求めていく考えはないか伺います。

次に、財政について質問します。

2年前と同じ内容になると思えますが、財政状況は、前回に比べさらに悪化し、危機的

状況にあると思います。

地方債は増え続け、基金は減少に転じています。

有利な地方債として、過疎債・辺地債・合併特例債・臨時財政対策債など積極的な借入れを行い、余剰金を基金に積み立ててきた結果、地方債と基金が共に増加するという、少し変わった現象が起きていました。

しかし地方交付税が増加することはなく、経常収支比率は過去最悪の状況にあり、財政の硬直化は顕著になってきました。

コロナの影響で、企業の収入は軒並み減少、地方交付税の財源となる税収が減少すると、必然的に地方交付税も減少します。これを補うため、臨時財政対策債を増額してくることも考えられます。しかし、これも地方債です。これを借り続ける事により、ますます財政の硬直化は進み、負のスパイラルに陥ることが予想されます。

そこで、まず初めに、地方債と基金の現状と今後の見通しを伺います。

次に、財政の硬直化が顕著になってきているが、財政運営への影響を伺います。

最後に、地方交付税が今後、財政に及ぼす影響を伺って、私の壇上からの質問を終わります。

教育長（山崎洋一君）

水谷議員の第1問、第①項「新型コロナウイルス感染症禍、Social-Distanceを確保するためにも30人学級の実施を求めていく考えはないか伺う。」とのご質問でございますが、まず現在の町内小中学校の様子についてご説明をいたします。

一斉臨時休業後、学校の教育活動を再開するにあたりマスク着用や換気・手洗いの徹底をはじめ、3つの密を避け、感染リスクを回避するための様々な工夫を行いながら、教育活動を行っているところでございます。

そんな中、根占中学校においては、2学級ある3年生は、1学級が24名であるため、通常の教室内で互いの適切な距離を確保して授業を実施することができました。

しかし、1学級34名の1年生や1学級38名の2年生は、教室内ではその距離が確保できず、ワークスペースや多目的教室で授業を行った時期もありました。

30人学級を実施することで、教室内で日常的に適切な距離を確保できるのはもちろんですが、子供一人一人をしっかりと見取ってきめ細やかな指導が展開できるという大きなメリットもあると考えております。

従いまして、これまでも30人学級の実現に向けて、様々な機会に要望をしまいましたが、今後も引き続き、県や地区の教育長会議等の機会を捉えて、30人学級実施を要望していく所存でございます。

ただ、それを実現させるためには、課題もございます。

少子化が進んでいるものの特別支援学級の増加等により、多くの教員が必要となっております。

令和2年度鹿児島県新規採用教職員数は、例年以上に多かったわけですが、それでもまだ足りていない状況があります。

南大隅町の子供たちに確かな学力を着けるべく、教職員の資質向上や授業力向上を図ることに加え、各学校に配置している学習支援員を効果的に活用し、今の環境においても、充実した教育活動が行えるよう30人学級実施の要望に併せて推進してまいりたいと考えております。

6番（水谷俊一君）

やるなら今しかないということだと思います。

もうコロナ以前の状況に戻ることはまずない。これからはウイズコロナということで新しい生活様式。

学校においては、学校教育の新しい様式を模索しながら、やはり子供たちの為に手を尽くしていかないといけないというふうに思います。

是非とも30人学級の実現に向けて、こっから大きな波を起こして、何としても実現に向けて努力していただきたい。

この間、国の衆議院の補正予算の質問だったと思うんですが、ちょうど共産党の志位さんがちょっと話しされてたんですけども、日本全国で10万人の教員を増加してくれという考え方、やはりそんだけしないと今後、学校は運営して行き辛いということ。その時は言われませんが、それに合わせてやはり国費の負担という部分も合わせてなんでしょうが、そういう声も国会でも出ています。共産党だったからどうなるかよく分からないんですが、だけど、やはり現場とすれば必要なことであろうなと思いますので、是非、声を緩めずに、声を上げ続けて、実現に向けて努力していただければと思います。

何か言い残したことはないですか。あれば一言。手短に。

教育長（山崎洋一君）

ありがたい提言でございました。

私たちが30人学級については何回となく要望して参っております。

この前、町長の方も町村会の方でも要望して参ると言っておりましたので、是非この30人学級の実現に向けて取り組んで参りたいなと思っております。

国の方でも総理の方は3千人当たり教員を増やしてやっていきますと、コロナ対策で言っておりますけども、その事ができるのであれば1学年だけでもいいですから、例えば、来年は中学校3年生を30人学級に、次の年は小学6年生を30人学級にというような方向性もあってもいいんじゃないだろうかと思っておりますので、議員が申されました30人学級については、今後も引き続き、要望して参りたいと思っております。

有難いお力添えをいただきたいと思っております。

6番（水谷俊一君）

是非、頑張っていたいただければと思います。

次の質問をお願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第2問第①項「地方債と基金の現状と今後の見通しを伺う。」とのご質問でございますが、地方債残高については、普通会計ベースでは、平成30年度末が105億8千6百61万9千円で、基金残高については、平成30年度末で97億8千5百10万7千円となっております。

借り入れた地方債の償還元金及び利子にあたる公債費につきましては、庁舎建設事業等の影響で、今後増加する見込みであります。

現時点での財政シミュレーションでは、令和4年度がピークとなっており、元金・利子合計約12億円の償還が必要となります。

この将来予測に対応し、今後の財政運営に支障を来すことのないよう、公債費負担の増加に備え、減債基金への積立を優先している状況であります。

また、現在、借入れている地方債の多くは、過疎対策事業債、辺地対策事業債、合併特

例債等の交付税措置のある有利な地方債であり、普通交付税算入額と基金により、公債費負担に対しては対応できるものと考えております。

6番（水谷俊一君）

基金と公債費の関係についてちょっとお伺いしたんですが、町長とすれば普通交付税から何とかできるという話です。

そこに行く前にちょっと基金と地方債分けてちょっと議論していきたいと思います。

まず基金から行きたいと思うんですが、これはだいたい今分かっている状況でいいんですが、令和元年度末の基金残高、特定目的基金に限ってでよろしいですので、基金残高、それとこれは予算ベースになってきますけれども、令和2年度末の特定基金残高の見込み額というのは分かっているとお伺いいたします。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

まず、平成30年度末の基金残高でございます。特定目的基金におきまして、30年度末が97億8千5百10万7千円でございます。

それから、令和2年度末、現在まで計上した額でございますけれども、それを考慮すると81億3千2百万円程度と見込んでおります。

6番（水谷俊一君）

申し訳ないです。私、30年度と言いましたね。令和元年度末のだいたい分かっているのがあればというところでしたが、分かりますか。いいですか。

総務課長（相羽康徳君）

令和元年度末でございます。95億4千1百万円程度でございます。

6番（水谷俊一君）

先程も言いましたように、基金残高は減少に転じているという状況かなというふうに思います。特に令和2年度末で見ますと、これは予算ベースですので財政調整基金が4億1千9百万、減債基金が9億9千2百万という予定が示されているところですが、財政の流動性を確保していくためには、財政調整基金が非常に重要な基金であるというふうに考えます。

先ほども言われましたように、やはり公債費に補填していく部分であれば減債基金というのも非常に重要な部分であろうと思いますが、令和2年度を考えた時に非常に残り少なくなっているような気がいたします。計画的な財政運営を図るためには、この2つの基金というのは、やはり確保してないといけないと思うんですが、今後どのような対応を、予想どおり4億1千万程度の財調の残額になるのであれば非常に厳しいなというふうに思うんですが、どのような対応を取られる考えでしょうか。

お伺いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

ただいまの基金の関係でございますけれども、令和2年度の基金の繰入金、これを当初12億2千万円計上しておりますので、これとの絡みがあるかなということで、今後の見

通し等も含めてご説明をさせていただきたいと思えます。

令和元年度も9億2千万円の繰入金を当初予算で計上したところでございます。最終的には4億6千万の決算で収まったところでございます。

令和2年度におきましても、令和元年度からの繰越金がおおよそ2億7千万円と見込んでおります。また、交付税の留保分も加えると、ある程度令和2年度においても繰り戻しができるんじゃないかというふうに考えております。また、財政調整基金、それから減債基金につきましては、令和元年度末の基金保有額は、この事によりまして何とか保有できないかなということを考えているところでございます。

6番（水谷俊一君）

基金繰戻し、あくまでも予想です。実際のところ、今年度は当初予算よりもどうかな、20億近く、今度の補正で89億9千9百万ぐらいになってる予定ですので90億というところになってきます。やはり繰戻しがあるというのは、事業が繰越される部分もあったりしながらある程度出てくる部分もあって、今までもある程度残ってはきてはいるんですが、実際、当初予算どおり執行しようとなればこの金額になっていく、その辺の危機感が必要ではないかというふうに思うんです。

実際のところ、この基金、使える基金いっぱいあるんですが、実際、財政調整基金、減債、町有施設整備、ふるさとおこし、合併振興、地域振興と主だったこの6の基金というのが一番ボリューム的にもありますし、一番使い勝手のいい基金、よく使われる基金なのかなというふうにも思います。その中で、果実運用型基金というのもあると思うんですが、この6つの基金、その中それを含めてですけれども、果実運用型基金というのをどれほど積み立てていらっしゃるでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

令和元年度末見込みでございますけれども、果実運用型の基金が3億4千4百万円程度になる見込みでございます。

6番（水谷俊一君）

これは会計課長にお伺いした方がいいと思うんですが、基金の国債運用を行っていらっしゃると思うんですが、現時点でどれぐらいの国債、地方債運用されているのかお伺いたします。

会計課長（打越昌子さん）

有価証券による購入をしております債権につきましては、平成26年度から運用しておりますけれども、今議員がおっしゃいました6つの基金、一括運用基金として運用をしておる中で、一括運用基金の23%、約20億5千万円の債権を現在保有しているところでございます。

6番（水谷俊一君）

この金額は、その6つの基金で一括運用ということによろしいですね。

会計課長（打越昌子さん）

保有しております一括運用基金の全体額の23%ということでございます。

6番（水谷俊一君）

ちょっとゴチャゴチャとなってしまうって何を言いたいのかというのもあるでしょうが、実際さっき言ったように、この6つの基金が一番使い勝手のいい基金であるというところでは。

令和2年度末でだいたい見てみますと、この6つの基金の残高が73億ぐらいになるかと思うんです。末で見た時にですね。これを今20億国債を買っていらっしやる。20億ちょっとされてるということですが、僕、国債は果実運用型基金だと思っんです。だって、期間が大概短くても10年、20年というサイト。長期の要は債券になればこれはもう果実運用型だろうと。また、今基金に積み立てられている運用の仕方というのも果実運用型であろうということであれば、これも果実運用型に入れた方がいいのじゃないんだろうかと。実際のところ、20年、30年あるやつを1年、2年で、じゃあこれもう解約する予定でいらっしやるんですかという話になるかと思っいます。であれば、ちょっと基金運用のやはり考え方とすればどうなのかなと。

何が言いたいのかと言え、キャッシュ・フローがあまりにも基金に積立てすぎてそういうことをやっておけば、いざ必要になってきた時にお金があるのかと。基金、国債なんかを買ってる時に、もし、今の現状です。欧米諸国は全て国債が値下がりしてきています。売る時に下がった状況があったりという時に、また売るのも難しくなるでしょうし、安く安く叩かれる場合もある。これはもう日本の国債がどうかまだ分かりませんよ。だけど、そういう運用の仕方をするのであれば、もうちょっとキャッシュ・フローを使いやすい運用の仕方をした方がいいのではないのでしょうかという提案なんです、今までの流れの話です。どのように思われますか。

総務課長（相羽康徳君）

ただいま、水谷議員の方から特定目的基金と果実運用型基金のお話ありがとうございましたけれども、これにつきましては、基金条例の中でこのような分類をするというような形になっておりますので、運用面の部分については先ほど水谷委員が言われましたキャッシュ・フローの部分になるかというふうに考えておりますので、その点につきましては、会計課長の方から説明をいたしますのでよろしくお願ひします。

（「運用はいいや。基金運用はいいです。」との水谷議員より声あり。）

6番（水谷俊一君）

基金に関してはそういうことです。

徐々に下がってきてるということを念頭に置いていただいて、次に、地方債に関してちょっとお伺ひしたいんですが、この地方債に関しても令和元年度末の地方債残高、それと令和2年度末、これは予算ベースなんですけれども見込み額をお伺ひいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは地方債残高でございます。

令和元年度末106億8千万円程度でございます。また、令和2年度末見込みでございますが、108億7千万円程度を見込んでるところでございます。

6番（水谷俊一君）

今回の補正等々が今のが入ってるのかどうか分かりませんが、まだ今、今年度始まったばかりです。というふうな形を考えれば110億近くなってもおかしくないのかな

と、そういうレベルに来てるなということだと思います。

段々段々、先ほども言いますように、基金は下がってきて地方債はまだ伸びてる。令和4年度まではちょっといくのかなという話が先ほどもありました。

実際のところ、壇上でも言いましたけれども、ずーっと同じように積み上げてきた基金と地方債です。この100億を超える地方債をどうやって減らしていくかと言った時に、考え方、まだ自分たちも心の余裕があるなと思ってたのは2年前にも話したんですが、基金を使いながら地方債を減らしていきましょう。

要するに、公債費、支出の部分の公債費よりも地方債を借り入れる部分を減らしていかないと借金減らないですよ。今のところじゃ、まだ逆転してますから年々年々増えていってます。これでやっぱり基金が積み上がってるうちはまだまだそれを使いながら何とかと思ったんですが、逆の基金が下がってきてる状況がもう目に見えてきてます。決算がはっきりと出てくるのは、下手すれば2年後です。今の時点では、まだ平成30年度の決算しか見えておりません。そこで、これがここだからと言っとって2年後の今の時点はどうするかと言った時に、2年前を見てたって今の現状はどうしようもないと思いますので、いち早くその辺は察知していきながら、この辺を打破しないといけないと思います。

言ってることは分かるかな。

だから、要するに、下がり出してまだこれ以上に積み上げる。この積み上げ方というのはこの今後というか、この1、2年、非常に財政を圧迫するというような考え方はお持ちではないですか。

総務課長（相羽康徳君）

確かにですね、90億を超える基金を保有しておりますので、基金を取り崩して地方債残高を減少させるということも考えられますけれども、現在、地方債全体に占める交付税措置される割合は約75%でございます。一時的に地方債残高は上昇しますが、有利な地方債を借り入れて将来負担となる部分についてしっかりと減債基金に保有していることが将来的には財政的に有利であるというふうに考えております。

6番（水谷俊一君）

75%が交付税措置される、やっぱりこれは借り入れです。借金です。返していかないといけません。後もって財産のところちょっとその数字を出したいと思うんですが、交付税措置というのは僕は関係ないと思うんです。財政を組み立てる時に。それは、後々こっちからも補填されますよということだけで、財政を組み立てる時に交付税措置を入れて財政を組み立てるべきではないと。財政を組み立てる時にはやってて、最終的結果として、交付税措置されてるんであればそれで良しとせんと、ここから国から補填される分を当てにして、これが本当にそこに充当できるぐらいのお金が来てるのか、それにはめ込んでも、うちの町の財政運営はゆとりがあるのかというのを考えながらしていかないと、その75%あるからというのにあまり視点を当てすぎると、ちょっとどうかな。考え方とすれば間違いじゃない。考え方とすれば間違いじゃないけれども、私とすればやり過ぎた感がある。ちょっとやり過ぎだという、ある程度まではいいけれども、ここまでくればちょっとやり過ぎかなという気がします。

地方債に関してもうちちょっと数字を見ていきたいと思うんですが、だいたい町の健全化を見る時に実質公債費比率というもので判断してるんですね。国もちゃんとやっていますから。ただ、これは今おっしゃったように、交付税措置される部分というのは非常に数字が出てきません。

もう1個あるんですが、財政の硬直化を判断する指標として公債費負担率という、要す

るにどんだけ公債費を負担してるかという比率になるんですが、直近でこの公債費負担率、分かっている部分でお伺いいたします。

(「言おうか。」との声あり)

総務課長 (相羽康徳君)

すみませんでした。

最近の指標ではあまり使用しないこともあって遅れてしまいましたけれども、公債費比率、単年度におきましては9.07というふうに把握しております。

6番 (水谷俊一君)

公債費比率ではなくて公債費負担率というのがあるんです。この県の財政状況資料集にも出てると思うんですが、実際、一般財源に占める公債費に充当された一般財源。実際これが平成30年度で18.6%あるんです。

要するに、一般財源に占める公債費ですから、要は経常収支比率に一番直結してくる部分です。ここの部分が。要は18.6%。

もうこっちで行きます。

基準としては15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされてます。これはもう私独自で、私の計算だから誤差は非常にあると思うんですが、令和2年度の予算ベースで計算した時に22.2%になってます。20%を超えてるということです。

要するに、負担率が一般財源の中で公債費に当たる部分というのがそんだけあるんですよと、そんだけ借金返済に回してるんですよという話になってきてるんです。実際。

県としても、ちゃんとこの財政状況資料集、これを上げてますから、その中にきちっと書き込んであります。この数字は。

最近、課長がおっしゃったように、これに関してもあまり見ない、実質公債費比率ばかり見てる。だから実質公債費比率は、もうその財政が破綻するかしないかという部分にはなってくるんですが、この公債費の比率を見ていかないと硬直化が見えてこないと僕は思うんです。どんだけ自分たちの財源の中に余裕があるかないかが絶対見えてこないですので、こっからは目を離さない。この数字からは、やはり目を離したらいけないというふうに思います。

実際ですけれども、最初にそこについてしまったんですが、この今言った18・幾らというのが、平成30年度にある財政の硬直化が進んでいるというふうに数字は出てる。私が計算をすれば、令和2年度では20を超えてるんじゃないかという話なんですが、これについて感想できますか。できればどのように考えていらっしゃるか、この数字を見てどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

総務課長 (相羽康徳君)

大変失礼をいたしました。

公債費負担比率18.6という部分については、今確認をいたしました。

当然のことながら公債費に占める割合でございますので、この数値については、交付税算入等のことを考えると高い数字になるだろうということは十分に理解しております。

また、硬直化についても経常的な経費と位置づけられることから、高い数字については、今後、改善等を図っていかないといけないということも理解しておりますので、今後も基金と地方債の部分については十分に把握をしながら、財政的、安定的な財政運営に努めていきたいというふうに考えております。

6 番（水谷俊一君）

本当、うちは有利な地方債があります。他の市町村に比べて非常にあるがゆえに、そこにだけ視点を当て過ぎて、そこばかり見ていったら、あまりにも行き過ぎてるといった状況かなと私的には感じてしまうんですね。

やはり、ちょっと振り返って財政がどうなってるかな、都合のいい数字だけ見ない、本当に実質公債比率を見ればまだ全然数字も上がってないねという、将来への負担率も見れば数字も出てきてない状況の中で、財政的には健全化的には非常にいいじゃないと言われればそうかもしれない。だけど、潰れやしないけども、やりたいことが、やれない状況がもうそこに来てるんだよという状況も把握しながらいかないと大変なことになるんじゃないかなというふうに思います。

さっき課長もおっしゃったように、公債費の割合が大きくなると、やはり硬直化が進んでいって財政本来の役割を僕はもう果たせなくなってくると、住民サービスができなくなってくるというふうに思います。

これが硬直化が進んでくればどうなるのかと言った時に、基金を使うか、あとは起債を、要するに地方債を借りるか、どちらかしか事業をやる手がない、そうするしかないんです。

懐に余裕はないわけですから、余裕があればまだまだ使えるとは思いますが、実際、平成 21 年、私もですし、町長も就任当初の時期よりも、要はこういう基金は少ないですし、起債残高は高いですけども、この経常収支比率が低いんです。80%台なんです。87%ぐらいという。だからまだ何とか立ち直ってこれた時期もあるんですけども、このままいけば、立ち直るにも何をするにも全て借金するか、貯金を取り崩すか。その貯金が段々段々減ってくれば、今度はどうやるのという状況をちょっとお話ししたかったところです。

その兆候を図る指標として経常収支比率というのがあるんですが、3 問目お願いいたします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第 2 問第 ② 項の「財政の硬直化が顕著になってきているが、財政の運営への影響を伺う。」とのご質問でございますが、財政の硬直化を示す指標としまして、経常収支比率がでございます。

国が示す標準的な数値としましては、概ね 75% から 80% 未満が妥当であるとのことですので。

本町では、平成 28 年度が 87.7%、平成 29 年度が 91.4%、平成 30 年度が 95.6% となっております。

県内の市町村の状況をみますと、市町村平均で、平成 28 年度が 90.0%、平成 29 年度が 90.9%、平成 30 年度が 91.7% となっており、同様に県内全体でも硬直化が進んでいる状況でございます。

今後、本庁舎建設事業等の影響により、公債費の増大が見込まれることから、財政の硬直化が進むことが予想されますが、先程も申し上げましたとおり、借り入れている地方債の多くは、過疎対策事業債、辺地対策事業債、合併特例債等の交付税措置のある有利な地方債でありますので、基金と地方債のバランスに注視しながら将来に亘って安定的な財政運営に努めてまいります。

6 番（水谷俊一君）

今、平成 30 年度の直近の経常収支比率も町長言っていたのでここで話しますけれども 95.6%。県内の市町村の中で後ろから 2 番目、数字的には 2 番目なんですけども、大きければ大きいほど悪くなりますので、阿久根に続いて多分 2 番かなというふうに私的には思っております。

先程もありましたように、町村ではだいたい 75%を目途に、市に関してはだいたい 80%を目途にという指標があるんですが、鹿児島の場合、どこも軒並み 90 近くになっているという現状です。非常に余裕のある自主財源がなんせ乏しい県、町でありますから、その辺の財源の余裕がないのはもう当然ということになるかと思えます。

これでですね、面白い数字がありまして、この県が 30 年度に出してる財政状況資料集という中に、この経常収支比率は 95.6%とあるんですが、この経常収支比率というのは、分母に地方税や地方交付税、要するに使い道が限定されないような、そういう収入を入れ込んで、分子が義務的経費を中心に、その他も若干あるんですが、人件費、公債費、扶助費、前回もやったんですけど、この 3 つがあると。数字を下げる為にはこの 3 つを下げないとどうしようもないですよ。それか、分母を大きくしていくかどっちかだよという、これはもう 2 つしかないんですね。

要するに、その中に分母に臨時財政対策債を入れ込んでいいですよという、足していいですよ。だけど、臨時財政対策債というのは 100%交付税措置がありますけれども、これは実際、地方債ですので、別に国から補助金 coming するわけじゃない、銀行からお金を借りてらっしゃる分で、後々、のちのち国からこれは補填しますよということなんですけども、財源の分母に地方債を入れ込んでやるというのも、この経常収支比率、おかしなものだなと実際思えます。

この臨時財政対策債を除いた計算というのがここには出してあるんです。

課長、見られてます、見られてないですか。括弧書きでちゃんと借入れを、地方債を除いた部分というのも県は数字を出してるんです。出してるということは、これにやっぱり注視しなさいよと、市町村気を付けて行きなさいよという事だから、わざわざここに載らせてると思うんですが、もうこっちで言います。

うちの場合、平成 30 年度 99.2%なんです。だから 0.8%しか交付税あたりの余裕がないということ。あとは借金。要するに、臨時財政対策債で 95%になってますよということは気付きなさいねという話なんです。

実際のところ、借入れをするか、基金を取り崩すしか、うちの町の今に新しい事業を始めるとか、町民に対して補助金を出すと色々な事ができない状況にあるというのは、平成 30 年度の段階で気付くべき。だから、まだお金がいっぱいあるんですよ。あるんだけど、この状況を気付かないでこのまま突き進んでいった時にどうなるのかなと。どうしようもなくなった時に、最終的にはもうお金を借りるしかないような状況がそこに来てるのかなというふうに思うんです。

今言われるように、令和 4 年度がという話で、庁舎建設が終わった時点でという話もあるんですが、経常収支比率、先ほど町長も平成 27 でしたか、8 から述べられたんですが、87 ぐらいから急激にこの 3 年間で上がってるんです。95 まで。3 年間でポンポンポンという形で 10%ぐらい上がってるんですね。悪化する時は加速度的にやはりなると思うんです。あと 1 年後、あと 2 年後というふうに余りにも呑気に構えていけば、この 10%悪化したのがたった 3 年間で起きてるという状況を踏まえれば、このままの状況であと 2 年間同じような事をやってればどういう現状になるんだろうというのは、財政もそうですし、課長も、本当長年財政に携わって来られた方ですから、ある程度の想像はつこうかと思うんです。

交付税措置がされる云々、それはそれでいいでしょうと、有難い補助金ですね、地方債ですねというのは分かるんだけど、実際うちの町のこの財政状況を見た時に、首が回らない状況になってるんだよというのは気付くべきだし、考えていくべきだと思うんですが、本当悲観的なことしか言わないんだけど、非常に怖いなあというふうに思いながら、先だって、全協の場でも1つの事業を町長に対して止めませんかというのもこっから来てます。だから2年後じゃなくて今から止めていかないとどうしようもないというふうに思うんですが、この数字に関して、課長、感想があればお伺いします。

今後、どのように対応していくか、そこまであればお伺いします。

総務課長（相羽康徳君）

ただいま臨時財政対策債のお話もありました。この臨時財政対策債については議員申されましたとおり、普通交付税の方から地方と国の明確化を図るという意味から100%交付税措置するという形で創設されたものでございます。その中で、経常収支比率のその臨時財政対策債を差し引いた率等についても、把握はしているところでございます。

それを踏まえまして、経常収支比率について若干ご説明をさせていただきたいと思えますけれども、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費等、毎年度経常的に支出される経費に充当するものが占める割合のことでございます。先ほど議員が申されたとおりでございます。

本町におきましては、公債費償還の財源として、これまで積み立ててきた減債基金を充当しているところでございますけれども、この減債基金の繰入金、これは臨時一般財源として分類されることから計算上の分母には含まれないということになります。

分子の公債費償還額は、特定財源を除き算入されることから、どうしても本町のように償還金の財源を減債基金で対応すると必然的に経常収支比率を上げてしまうという結果になってしまっているところでございます。

ただ、経常収支比率が上昇するものの将来的に安定した財政運営を行うには、現在の形が正しい判断だというふうに考えております。

6番（水谷俊一君）

おっしゃるとおり、財政調整基金と減債に関しては一般財源ということになっておろうかと思えます。その辺の数字も分からなくてもいいですが、やはり硬直化というのは出てきている。ちょっと適正な予算というか、令和2年度の当初予算を見ながら、もうざっくりとシミュレーションをちょっとしてみたいと思うんですが、当初予算で76億あるんですね。その中で一般財源49億です。要するに、自主財源と地方交付税、基金、今言った2つの基金を繰り込んだ中で49億、その他が6億。でも、うちはほとんど国県の補助金、支出金というのがだいたい10億、地方債が11億という感じできています。

その中で、義務的経費が支出の場合30、その他の経費が31、投資的に15億で、76億円となっているんですが、実際、地方債が11億で、財源として借り入れをしていて返す部分が10億弱、若干なんですけど、やはり借り入れの方が多い状況。これでは地方債は減らない、残額は減っていかないと。それと、基金から12億ですね。今年、繰入金が基金から12億繰り入れられています。

この辺を考えれば、やはり地方債が増えていって基金は減少していくという、予算上でもすごく分かりやすいとは思いますが、ここを考えた時に、やはり基金からはだいたい毎年、適正に考えれば10億ぐらいで地方債を5億ぐらいに抑えていかないと減っていかない。地方債を毎年借り入れる分を5億にしていけば10年で50億減ります。それでも10年で50億。あと50億、60億残るといふ状況なんですけど、だから、そういう状況を考

えれば、うちの財政とすれば年間、今、令和2年度ベースでは69億です。そういう考え方でいけば。ざっくり考えれば年間65億から70億の予算ではないと、それ以上の予算になればほとんどが地方債を使うか基金を取り崩していくか。財源がないんです。実際のところ財源がないんです。本当、簡単にざっくりいきます。

うちの地方税、税収というのは10億、地方交付税30億です。だいたい毎年、県・国の補助金というか支出金が10億ぐらい、だいたいあります。だから50億、これに基金を10億入れて60億です。借入金を5億して65億、ざっくりした時に財源はこんだけしかないんです。まともな、要するに健全な財政運営をしていこうとすれば、65億を超えてしまえば、本当に借入れをするか、それ以上に基金を取り崩すか。だから、10年間ぐらいを目途にこれでいかにことには、絶対もう太刀打ちできなくなってくるというのはこの数字から分かると思うんですね。これは私の計算です。今年はどうこう言いながら、先程も言いましたように89億9千万、今度の6月補正ですよ。今回はコロナがあった関係であと10億ぐらい、国、県の支出金が上乘せされてますから、全額その基金とか地方債に頼るわけではないんですが、それにしても補助金関係というのは10億ぐらいしかない。20億ぐらいポンと予定より増えた中で、10億ぐらいしか補助金がなければそれ以上にまたどうしても地方債を借り増しするか、基金を多く取り崩すしかないというところだと思っんです。

だから、やはり財政を運営していく上で何回もちよっと話しするんですが、財政計画を立てるということはここだと思っんです。もう予算をこれ以上超えたら、上がってきた予算も来年回しにしたりとか色々考えていって、やはり借入れを減らしていって、基金を何とか上手く使いながら減らしていく、有利なものがあったらそういう補助金関係を使いながら回していくというのが財政かなというふうに思います。

本当に今のまま使い続けていけば、私は2年後、3年後には非常に大変な数字が出てくるのかな。これは自分の個人的な考えです。これが全てじゃないよとおっしゃればそうかもしれないんですけども、今私が自分で作ってるシミュレーションを出していけば、2年後3年後には非常に大変な状況になってくると思っんです。

すみません、最後の質問お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第2問第③項「地方交付税が今後、財政に及ぼす影響を伺う。」とのご質問でございますが、普通交付税につきましては、合併の恩恵措置であります合併算定替が段階的縮減を経て令和2年度から一本算定となるところであります。

そのことから、これまで合併による財政的メリットを活かし、将来的な安定財政のため、年次的な基金積み立てを行ってきたところであります。

ただ、普通交付税の算定における重要な項目であります人口については、令和2年度での国勢調査では人口減少となる可能性が高く、令和3年度以降の普通地方交付税の減少は予想されるところであります。

しかし、本町では、有利な地方債である過疎債、辺地債、合併特例債等を主に借入れていることから、普通交付税の算定に使用する基準財政需要額に公債費の70%を超える額が算入されます。

今後、令和4年度をピークとして公債費の増大が見込まれておりますが、併せて普通交付税に算入される額も増加することになりますので、普通交付税の急激な減少とはならないと予想しております。

6番（水谷俊一君）

時間も無くなりましたので私の方でいきます。

このコロナ禍です。今先ほども言いましたように、非常に日本の企業打撃を受けてます。実際、地方交付税の財源、これも財源があるんです。実際財源がありますから、これが所得税、法人税の33.1%、それと酒税の50%、それと消費税の19.5%、それと地方法人税の全額、これが財源です。

国はその財源を決めて、これ以上は増えた場合にはというところで前は国債を発行してたんですが、これをもう国債発行を止めて臨時体制対策債を、自分たちで借金してくださいよという形で投げたんですね。だけど、この財源が減るのはもう目に見えてるんです。だって企業どこも赤字出してるじゃないですか。だから、今年、来年の財源というのはほとんど無くなってくる。これによって地方交付税はガクンと減るというのは、これ頭に入れてた方がいい。これがまともに来ようなんていうのは考えない方がいい。ある程度補填するために臨時財政対策債を増額するのは考えられます。増やしてくるけれども30億という、30億分来るかどうかというのはまず無いと考えておかないと、無い袖は振れない。国も国債をだいぶ発行してますから、あとは地方がある程度自分たちで基金持っているのは分かってますから、何とかやれと言ってくるに決まってる。ここ1年、2年をこの地方交付税を余りにも、あてにしすぎない財政運営というのは絶対大事になってくると思います。

もうちょっと深く話をしたかったんですが、もう今の現状を考えて、先を読んで、まともに今年来てる決定額もどうかなという部分、特に、来年、再来年はなお厳しくなるというのを考えながら財政運営にあたらないと、非常に厳しい状況がもう目の前に来てると思います。

何かあれば最後に一言。なければ終わります。いいですか。

総務課長（相羽康徳君）

ただいまの国の情勢、全くその通りだというふうに考えております。

財源も限られた中で、臨時財政対策債の方にウエイトがいくんじゃないかなということも私も思ったりしております。

ただ、この公債費算入の部分については、全国的にこれを減らすということについてはそれぞれの地方公共団体への影響というのが非常に大きいことから、これはないだろうということは想定しているところでございます。

それから、財政シミュレーションの話が先程ありましたけれども、私共も将来を見据えて令和6年度までの財政シミュレーションを作り上げております。

その中で今回補正予算で計上します大泊の関係も含めて、ここ今年度までは大型事業が入って参ります。それを完備した中で令和4年度からはおおよそ地方債発行額を7億弱ぐらいに抑えた中で執行していこうという計画を持っているところでございます。

議長（大村明雄君）

休憩します。

12 : 03
～
13 : 00

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、津崎淳子さんの発言を許します。

[議員 津崎 淳子 君 登壇]

3番（津崎淳子君）

こんにちは。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が出され、都会は3密を避けるため、仕事や外出を極力控え、自主警察という人が人を監視したり、ステイホーム、家で過ごそうとテレビで毎日のようにこの言葉を聞いていました。

犬の散歩で、雄川の土手を歩いていて、しみじみと町内に感染者がいなくて良かったなあ、綺麗な空気が吸える田舎にいて良かったなと思いました。

さて、緊急事態宣言が解除されましたが、まだ終息せず秋冬に第2波が来るのではと、政府や専門家が言っています。

梅雨入り、昨今の集中豪雨や台風被害、また最近の各地で起きる地震の多さなどから災害を危惧します。

その上、新型コロナウイルス感染症が終息していないため、防災のあり方も変わります。

1 問目、コロナ禍での防災についてお聞きします。

①項、避難対策について、今までと変更した点があるのか伺います。

次に、町には、防災監が配置され、災害時の対応、防災訓練、防災出前講座などを行われています。

防災監が地域に赴き、防災講座を行われていて、平成30年度は2件、令和元年度は5件の受講と聞きました。

②項、防災監による出前講座の受講数が少ないが、要因は何か伺います。

次に、コロナ禍での緊急事態制限により、自粛・制限による影響についてですが、

①項、老人クラブや健康・運動推進活動等が中止になり、高齢者に影響が出ていないのか伺います。

次に、庁舎解体についてですが、3月議会において「請負契約（南大隅町本庁舎建設工事）の締結について」の議決の一部変更について議決を求める件で、賛成多数で可決されました。私は反対に立ちました。理由は、水谷議員の質問の返答や本体と解体を連動することで落札率が低く、安価で全体の費用抑制になると言われ、意味が理解できず、また本体と解体が同じ建設業者で入札もせずに2億という額に納得できませんでした。

今回、新聞報道され、住民からは「どういうことだ」「おかしくないか」「なんでだ」と問合せがあり、町外の市町村の議員からも「こんなことはありえない」「禁じ手ではないか」「追求するべきだ」と言われました。

町民や町外の方に説明する上でも、自分が納得できるように考え、今回執行されていますが、お聞きします。

3 問目、庁舎解体工事手続について適正か伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

津崎議員の第1問第①項「避難対策について、今迄と変更した点があるのか伺う。」とのご質問でございますが、自然災害時の避難対策につきましては、昨年の「台風19号等を踏まえた水害、土砂災害から避難のあり方について」の報告で示された避難行動判定フロー及び避難場での感染拡大を防ぐ観点から「避難とは、難を避ける」ことであり、「安全な場所にいる人は、避難場に行く必要がない」ことや「安全な親戚、知人宅も避難先となり得る」との考えに基づいているところです。

車中避難については、自宅にすることが危険であり、かつ避難所まで行くことが困難な場合に限り、車を安全な場所に駐車し、一時的に難を逃れるための手段と考えております。

また、避難所での感染予防対策といたしまして、避難所の開設時における常駐職員の感染症対策について研修を行ったところです。

避難所におきましては、「3密」を避け、手洗い・消毒・咳エチケットを徹底するとともに、体調の悪い方は、すぐに職員に申し出るよう指導していきたいと考えております。

3番（津崎淳子さん）

5月末に町の方から命を守る災害時の行動、新型コロナ対策というこのチラシが入りまして、大変よいものだと思ひまして、それに基づいて今回の質問をしようと思ひました。
(チラシ掲示)

こんなに明るい、はっきりしたチラシなのに、プレミアム商品券の広告と一緒に入ったことで、プレミアム商品券の方は見たけど、これを他の町民の方に言ったんですけど、あつたっけっていう感じで、タイミングがちょっとずれてたらまだよかったのかなと思うんですけど、こんなに目立つチラシなんですけど、記憶に残ってないのと、入ってたけつて言われるのが残念で仕方ありませんでした。

今回このチラシに基づいて質問し、再度言ってますけど、車中泊、この分散するということで、今までに指定避難所、公民館、自宅ということの上から、新たに感染症を踏まえて、安全な親戚や知人宅、車の中でということが増えてますけど、この車の中でっていうのは、一時的ということなんですけど、この安全な場所というのは、町で指定するということはないんでしょうか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

車中泊につきましては、どうしても仕方がない場合に限り、実施されるものでありまして、町の方で、避難所を指定するということはございません。

(「車中避難。」との声あり)

総務課長（相羽康徳君）

車中避難はございません。すいませんでした。

3番（津崎淳子さん）

車中泊なんですけど、どうしても公民館で一緒の空間にいるのが苦手な方、ちょっと咳をされたりとか気になったりする方とかってというのは、車中泊っていうのも在りかなと思っただんですけど、車中泊の弊害としては、やっぱりエコノミー症候群、長期間同じ姿勢をするというのは、やはり危険なことなんですけど、一時的でも指定避難所の駐車場で避難するという事は可能なんですか。

総務課長（相羽康徳君）

そういった部分につきましては、それぞれ車中避難を行う方の判断によって、それはありかというふうには考えております。

3番（津崎淳子さん）

次に、分散するにも自己判断で誤った判断をしないためにも、毎回、防災を質問するたびに言ってますが、災害情報、土砂崩れや冠水、川の氾濫や通行止め情報など、そして避難場所が風水害か地震災害かに適する避難所か等も掲載するアプリの作成を希望します。

被害情報や通行止め情報を町民から上げていただき、アップできれば、リアルタイムで安全な場所への判断の目安になると思います。

また、3密を避けるため、避難所に何人いて、どのような状態か分かれば、避難所に行くべきかの判断にもなると思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

防災情報等につきましてはホームページの方である程度の情報を提供しているところでございますけれども、津崎議員の方からありました、そういった細かい情報等については、今、ライン等もスタートしておりますので、そちらの方向で検討していきたいというふうに考えております。

3番（津崎淳子さん）

昨日も落石による通行止めの放送があったと思うんですが、やっぱり雨風が強ければ聞き取りにくいです。IT推進室と共同でアプリの作成を進めていただきたい、実現していただくよう切に願ってます。

次に、先程松元議員の質問の回答で、梅雨に入って今までは段ボールベッドは使用しないと言われてきたけど、このコロナ感染症は、接触感染と飛沫感染です。

別室に分けられるということですが、この飛沫感染が、咳をしますとそのままそこに浮遊する場合がありますし、だんだん下がって行って、大体1.5メートルから床に2時間ぐらい浮遊するということを感じて感染症学者の方が言われてました。

それを考えれば風邪、発熱がある人、風邪症状がある人、別室に分けた人に段ボールベッドは使用するべきではないかなと思います。もし湿気が気になるようであれば、防水スプレーとかダブルベットにして使った方が、私はよいと思います。いかがでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

すいません。説明がちょっと不足していたかもしれません。

段ボールベットにつきましてもですね、保有はしております。全く使用しないということではなくて、湿気等による障害等もあるので、今後、部屋の区分については、ルームメントであるとか、それからパーティーション、そういったものを活用していきたいという意味での説明でございましたので申しわけありません、ご理解ください。

3番（津崎淳子さん）

はい、分かりました。

あと、避難所の所で発熱症状、風邪症状のある方は別室にということ、全部の指定避難所ですることには無理だと思います。できない時は近隣の公民館を利用するとおっしゃられたと思うんですけど、公民館の方と協定とか、投げかけはされてるんでしょうか、現在。

総務課長（相羽康徳君）

ゾーン分けの部分だというふうに考えておりますけれども、旧小学校跡地等については、空き教室をうまく使って分離する方法を考えております。

それから先ほどありました、自治公民館の活用については、今後、自治会の方に相談をしていく計画でございます。

3番（津崎淳子さん）

都市部ではコロナ感染症の自宅待機、またはホテルの方に待機ということで、近隣の住民とかは、もしかして感染するんじゃないかと危惧されて嫌煙される方がいらっしゃるというのをニュースでお聞きしましたが、やはりそこら辺を公民館の方をもし利用するようだったら確認をしていただきたいと思いますし、やはり全ての避難所で分けて、体調管理をするっていうのは、来る人の健康チェックを役場職員がして、その業務をともなると大変だと思います。

感染症疑い症状がある人は、やはり私は各避難所ではなくて、何ヶ所かに集約したほうが管理しやすいのではないかなと思います。

同じ指定避難所で咳をしているのを聞くと、健康な人は気になるでしょうし、咳をする人も周囲が気になり、気を使います。

また疑いがある人と、健康な人とのトイレは別にしないと感染の広がり元となると思います。

そう考えると感染を発生しないためにも、別の場所がよいと考えます。何ヶ所かに集約するという考えはいかがでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

津崎議員が言われるように、本当に大事な部分だというふうに考えております。

その事から、避難所感染症対策要領を作成いたしまして、先般、職員の研修会も実施したところでございます。

常駐する職員が検温、それから初期症状等の聞き取りを行いまして、体調を崩された方については、その症状を把握してゾーン分けを行うというようなマニュアルになっております。

ただ、先ほど議員が申されましたとおり、その方だけを1ヶ所に集約するという事までは、今のところは考えておりません。

3番（津崎淳子さん）

分かりました。また、考えていただければなと思います。

このコロナ感染症だけでなく他の感染症も注意しないといけないと思います。

東日本大震災の時は、避難所で胃腸症状のノロウイルスやインフルエンザが発生しました。他の災害時の事例でも起こっています。感染を発生しないように各自の自覚も必要ですが、整備や避難所生活における感染管理上のリスクアセスメントを作成すれば、状況把

握や物品の管理、体調管理、罹患状況などを把握できますので作成していただきたいと思
います。

先ほど言われた避難所感染症要綱に、このリスクアセスメントは含まれているんでしょ
うか。

総務課長（相羽康徳君）

要綱につきましてはですね、全 11 ページからなっております、ある程度の部分は網
羅されているところでございます。

3 番（津崎淳子さん）

このリスクアセスメントというのは一覧になってますので、それで一枚紙でその各指定
避難所なり町の職員がその一覧でも見れるので把握もしやすいと思いますので、是非、考
慮していただけたらなと思います。

次の②項をお願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第 1 問第②項「防災監による出前講座の受講数が少ないが、要因は何か伺う。」と
のご質問でございますが、本町では、毎年、風水害等の自然災害に対する普段からの備え
や対応などについて防災専門監による出前講座を広報及び自治会長会等で呼びかけ、実施
しているところでございます。

実施状況としましては、これまで 2 地区、4 自治会、2 団体で実施している状況であり
ます。

一人でも多くの皆様が受講され、防災知識を身に付けていただきたいと考えていること
から、受講日や時間帯につきましても受講者の希望に添えるよう調整しているところでご
ざいます。

出前講座の受講数が少ない要因につきましては、自治会の各種事情等もあるかと思いま
すが、地域において防災意識に違いがあることが考えられます。

今後も、自らの命は自ら守るという意識の醸成を図りながら、引き続き、町民の皆様へ
周知していきたいと考えております。

3 番（津崎淳子さん）

壇上で申し上げましたが、出前講座を受講した自治会公民館は、平成 30 年度島泊、
宮田公民館の 2 件、31 年度は諏訪上公民館、町一、町二自治会、登尾公民館、下町の 5
件でした。

7 件を見ると、海や川に近い地域の方であり、災害が発生した地域の方もあります。危
険でない地域以外で、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流箇所などの地域がこの町内
は多くあります。

町民の皆さんは、居住している地域は危険か安全か、まずご存知でしょうか。

町長、教育委員長は町二の自治会なので、この出前講座を受講されてるかなと思うんで
すけど、副町長、住まわっていて、その地域は危険を感じたことがありますか。また、安
全な場所と思われていますか、お聞きします。

副町長（白川順二君）

確かに私の所は急傾斜地でございます。

下の方々はほとんど毎回避難をされます。自治会としては確かに危険な所であるということで、その都度、自治会長の方から連絡をして、こうこうだから避難をするようにという事で呼びかけはしてるところでございます。

3番（津崎淳子さん）

急に振りまされたけど、以前に指定避難所、公民館避難されてる場所を確認しに行った時にちょうど副町長がいらっしやいまして、その公民館の所が本当に急傾斜地危険区域であり土石流危険区域でもあります。その住まわれてる方たちが危険を感じているということなんですけど、是非、副町長、その地域の方にこの防災監の出前講座を受講していただくように働きかけていただきたいと思います。

先ほども述べましたけど、海や川に近い被害に遭う可能性が高いと思われる地域は、想定がある程度できる地域だと思います。

出前講座を行っていない地域は、危険が想定しにくい地域か、災害は自分の地域が危険なのか分からない、自分は大丈夫と根拠のない思いの方もいるのが現状です。

防災監の出前講座を受講して、自分の地域での起こり得る災害、自分の家は浸水するのか、自治会でも被害に遭う所、遭わない所もこの防災監は図で説明されたり、どこへ避難すればよいのか、避難のタイミングなど、本当にあっという間の1時間でした。受講した人は、皆さん聞いて良かったと口にしてました。

職員の中で防災監の講座を受講されましたか、お聞きします。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

職員全員の中で何割の方が受講したかという数字的なものまでは把握はしておりません。私につきましては、平成31年の4月の7日、諏訪上自治会におきまして川南公民館で講話を受けましたけれども、非常に、現地まで出向いてここら辺りが危険な場所ですよということを確認しながら、杖を持って歩く時はこういった所に注意してほしいというような部分まで分かりやすく説明される、非常に議員がおっしゃるようなもったいない講話かというふうに思っております。

是非、避難等が少ない自治会においても、この防災講話を是非受講していただきたいというふうに考えております。

3番（津崎淳子さん）

町の職員の方で受けてない方がいたら、まず受けていただきたいと思います。その上で、自分の自治会で広めましょう。また議員も聞き、受講し、自分の地域、自治会へ、地域へ周知して広めるべきだと思います。

防災監は、自分の足で見て回って調べてます。

本当に何度も言いますが、もったいないです。

強制はできないので、引き続き、出前講座を行いながら別の形でも公開講座とか、新たな形で行うという考えはないでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

色んな形で地域の要望等には是非答えていきたいというふうに考えております。

また、防災監においても時間外であっても、休みであっても出て行きたいという話をしておりますので、そのような形でお声掛けいただければ有難いと思っております。

3番（津崎淳子さん）

私も周知を広めていきたいなと思っております。

今回、コロナ禍の中で災害が起きたらということで、避難のあり方や避難場所の環境整備の見直しなど大変だと思います。

コロナ感染症だけでなく災害が起きた地域では別の感染症も起こってました。情報収集や避難経路や避難するタイミングが本当に感染から避けるためには分散が必要だと思います。情報収集や避難経路、避難するタイミングも大事です。防災監の講座を聞くことで、避難すべき場所か、しないべきかの判断指標にもなります。

よく言われてますが、避難は文字通り、難を避けることです。日頃の準備、事前の情報収集、正しい判断が災害から守ってくれます。

今回は、災害、感染症という2つの難が一緒になることがありますけど、感染症は気を付ければ対処し、防ぐことができます。まず災害です。命を守る行動だと思っております。

それと、あともう1つなんですけど、また、先日安倍のマスクが配布を町内の方もされました。

当初5月と言われてましたけど、不足していた時に入らず、皆さん手作りマスクをされたり、使い捨てのマスクを購入されたりといい、今はちょっと余ってるという話もお聞きします。

もし必要ないと、使われないという言葉を書くようでしたら、町の方で収集箱を設置して、このマスクを感染防止の使用だけでなく、子供たちに配布してもよいし、災害時の粉塵防止、感染防止の際の使用に備蓄してもよいのではと考えますが、いかがでしょうか。

町長（森田俊彦君）

非常に素晴らしい提案をいただいたかというふうに思っております。

余裕のある方々のマスクという格好で検討していきたいかなというふうに思っております。

ちょっと集める方法としては、善意を元にして集めたいと思っておりますので、何らかの方法を考えたいかと思っております。

3番（津崎淳子さん）

決して使い捨てにならないように意義のある、国の予算を使って執行されてる分ですから、使われるように願います。

次の質問をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

第2問第①項の「老人クラブや健康・運動推進活動等が中止になり、高齢者に影響が出ていないのか伺う。」とのご質問でございますが、新型コロナウイルスの発生により、3月から5月にかけて介護予防を目的とする各種運動教室や自主活動としているころばん体操については、中止及び休止しております。

また、社会福祉協議会が実施するサロン教室や老人クラブ活動についても同様の措置を取らせていただいたところでございます。

高齢者の日常生活において、今回のようなコロナ感染症によって様々な観点から、直接的に、或いは間接的に社会全体を対象要因とする影響について、すぐに表れる場合と、長い時間をかけて表面化してくる場合があると考えております。

現段階では、実態調査のような全体的な把握ではなく、個別に状況を見極めながらその状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

3番（津崎淳子さん）

特に影響がなかったということで安心します。

町内の行事や活動の中止が相次ぎ、自粛制限により影響が出ないか心配していました。自粛制限が解除されたので、また随時再開されるのかお聞きします。

町長（森田俊彦君）

担当者に答弁させます。

介護福祉課長（黒江鳴美さん）

6月からの実施状況ということでございますが、6月早々より20人以下のサロンに限り、約1時間程度、時間短縮の形で、3密を避けながら活動を再開したところでございます。

また、老人クラブにつきましても6月から再開するところでございますが、会員送迎につきまして、車両内での密を避ける為、1台28名定員のところを半分の14名程度の乗車として実施していく予定でございます。

3番（津崎淳子さん）

再開されていることに、また色々対処されているということに安心します。

これから秋冬にかけてまた第2波が起きるのではないかと、長期間の自粛制限をされると集いの場や運動の機会もなくなると思います。

また、鹿児島県の新しい生活様式によると、買い物は1人または少人数ですいた時間に、すれ違う時は距離を取る、食事は持ち帰りや出前・デリバリーを、食事をする時には料理に集中してお喋りは控え目に食べると、3密を避ける、密閉空間、密集場所、密接場面を避けるのは分かりますが、家族がいる人は自宅で語ったりすることができます。

現在、南大隅町は70歳以上の独居世帯が概ね1,106世帯あり、5月1日現在の全戸は3,881世帯です。全体の28%に当たります。独居世帯の人は過疎化により、隣近所も減り、人と接する機会を失い、会話も減ります。

運動もしなくなると、どうなると思いますか。話をしない、動かない、お腹が空かない、そうするとフレイルと言われる筋力や意欲が低下した虚弱の状態になります。

口や喉の筋力が低下すると、誤嚥性肺炎や脳への刺激現象による認知症発症や、重度化や足の筋力低下による骨折などを起こす可能性が出てきます。

長期の自粛制限は、高齢者にとって特に独居高齢者にとって弊害が出てくると推察します。

今後、第2波も予測され、全国や県で流行しても町内でコロナが発生しなければ、活動や集いが行える方法や中止の場合の時の対応などを策定していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

介護福祉課長（黒江鳴美さん）

先ほどの回答と少し被るところがございますけれども、まず課題についてお話をさせていただきたいと思います。

一般的には、新聞、チラシ、インターネット、SNSの発達などにより様々な社会情報を素早く入手することができますけれども、高齢者、特に独居の高齢者につきましては、情報収集ツールが限られてくると考えております。

コロナに関する情報を、いち早くより正確に、そして自分の事として感じられるように意識付けをすることが大切ではないかと考えております。

更に、独居の高齢者におきましては、自分の考え方が正しいのか、そうでないのかの判断を自らがしなければならない状況でございます。1人で判断することの不安感や心細さを、地域の方々や周りの誰かと語り合いながら判断できるようにすることが必要であり、その為の通いの場や集まりの機会、語らいの場をできる限りなくさないようにすることが大切であると考えております。

対応策としまして、6月からの対応策を先ほど申し上げましたが、運動教室、パワーアップ運動教室につきましては4月6日から一旦は再開いたしましたが、その後に出されました国の緊急事態宣言並びに、13府県に出されました特別警戒都道府県指定発令を踏まえまして、4月の20日から5月の22日までの約1ヶ月間、再び集団指導を中止しております。

代替の取組みとしまして、見守りを含めた個別訪問指導へ変更をいたしました。自宅を訪問し、玄関先で健康状態や日常生活のヒアリング、ボールなど簡単な器具を使った運動や筋力運動、室内でできる運動の紹介などを実施しまして、ストレスの軽減や不安感の解消を図ったところでございます。

今回中止としました口腔教室、バランス教室、栄養教室につきましては、7月以降で実施できるように講師と調整中でございます。

また、自主活動でありますころばん体操並びに、社協の実施するサロンや老人クラブ活動につきましては、年度替わりの時期でもあったことから代替の取組みは今回は実施しておりませんが、手洗い、うがい、マスク着用のお願いや不安な事や心配事があつたら、いつでも電話相談を受付ける内容のチラシ配布を約700通ほど配布しております。

再び外出自粛要請や緊急事態宣言が出された場合、今回代替えの取組みとしまして、実施したものとしましては、引続き、取り組んでいけるように検討してまいります。

高齢者に対しましては、意識付けをすることの方法としまして、手っ取り早く、より確実で行うことができるのが対面であると考えておりますけれども、今回のように外出自粛要請となりますと、当然それが厳しくなっております。

今回、運動教室やサロン、老人クラブ活動が休止になった期間中もコロナ対策を取りつつ、地区社協による見守り活動は継続しております。

地域の中で、地域住民による見守り活動の継続が高齢者の安心した生活に繋がるということを考えますと、今後も引続き、地域包括支援センターや社会福祉協議会、地区社協が情報共有をしながら連携して、その支援体制を整えていくことが必要であると考えております。

3番（津崎淳子さん）

色々対応させていただいてるということと、また課題に対しても前向きであるということ。やはり、高齢者の方の意識付けというのは私も必要だと思います。この自粛中も社協の方が見回りに行かれたということもお聞きしました。引続きされるということで、もし高齢者の方に異常があるようでしたら、いち早く発見できることを願います。

このコロナ禍での自粛制限により高齢者に影響が出ないように今の体調を維持し、健やかに過ごしていただきたいなと思います。

では、次の3問をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に津崎議員の第3問第①項「庁舎解体工事手続きについて適正か伺う。」とのご質問にお答えいたします。

本件については、令和元年度3月会議において、議案第103号 請負契約（南大隅町本庁舎建設工事）の締結についての議決の一部変更について、先に議決をいただき、現在施工中であります。

本件の変更の必要性については、3月会議にてご説明してまいりましたのでご承知のことと思いますが、本庁舎建設検討委員会等におきまして、合併特例債を活用した事業費の抑制を整備方針に反映させるべく答申を賜っておりますので、設計額での事業費比較、受注機会の確保、現場工程の短縮、円滑化など、諸条件を総合的に勘案、検討した結果、変更請負契約による事務手続きを致したところでございます。

事務手続きについては変更設計金額を元に、変更請負金額を算出し事業費の抑制を第一議的に最低価格での契約金額であり、執行手続は適正に行われております。

3番（津崎淳子さん）

説明を受けまして、私の理解が不十分な部分がありまして、その理解不十分だった部分を質問させていただきたいと思うんですけど、まず、建築本体工事の底部分の施工が現庁舎解体工事後となるため、本体工事の早期完成と総合的な工事工程の連動性を考慮し、同一事業者による施工が全体工程の短縮及び確実な事業費抑制が図られた為、現契約解体工事に（有害物質を含み）追加すると全員協議会で言われたと受け止めてます。

この建築本体工事のひさし部分の施工が現庁舎解体工事後となるためと言われましたが、最初の設計の段階から分かっていたのではないですか。解体後に施工する設計自体が問題ではなかったのでしょうか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

ひさしの部分も当然その中にあるということで、前回説明をさせていただいたところでございますけれども、その他にも、本体工事の中に経済課横の階段の解体等もこれについても当初設計の中に入っていたところでございます。

そういった部分等を含めますと、関連性が非常に高いということで変更契約に至ったところでございます。

3番（津崎淳子さん）

ちょっとまたおかしなこと言ってるかもしれないんですけど、このひさし部分はもう最初から今の現庁舎の方に引っ掛かるというのが予測されてるんだったら、このひさしが掛からないように最初の本体工事の設計の段階でされて修正変更されていたら、この連動性というのもないでしょうし、庁舎は庁舎、解体は解体というふうに進めていったのではないかと

と思うんですけど、いかがでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

ひさしの部分だけがというわけではなくて、先ほど町長も検討の結果等についてお話をされましたけれども、まずは設計額での事業費比較、それから受注機会の確保、これも当然検討いたしました。

また、現場工程の短縮、円滑化、こういった諸々の条件等を総合的に勘案した結果、そういった選択を行ったということでございます。

3番（津崎淳子さん）

次に、同一事業者によると、低い落札率ででき、事業費が抑制できると解体の入札なしに何と比較して、低い落札率と言われるのかを教えてください。

総務課長（相羽康徳君）

例を挙げてちょっと説明をさせていただきたいと思います。

平成28年度からの住宅の建替工事、これもございましたけれども、本体工事及び解体工事の落札実績は、約97%から99%となっているところでございます。

仮に、庁舎解体による単独発注の落札率を95%と仮定した場合においても、設計段階において変更契約では合併積算となる為、設計段階で約2千5百万円、それからアスベスト解体の工事落札率による節減額が約4千8百万円、当初の本体工事までの節減額を加えると最大約2億3千万円の節減になるということを試算したところでございます。

3番（津崎淳子さん）

今回本体の落札率が85%ですが、もし解体のみで入札したらその数値にいくことはないというふうに思われますか。

総務課長（相羽康徳君）

その検討の段階では、そういうことを想定したところでございます。

3番（津崎淳子さん）

当初、解体費用の予定が1億5千万と言われてましたけど、この85%の落札率で今回2億と上がっているんですけど、このプラス5千6百万は内訳の説明がありませんでしたけど、このプラス5千6百万というのはアスベストの除去費用ということなんですか。

総務課長（相羽康徳君）

おおよそ、その通りでございます。

アスベストに係る単体で設計をした時に、約1億円程度という設計をしたところでございます。

3番（津崎淳子さん）

一連動によって同一事業者によって施工をされるということなんですけど、町内の建築業者に受注機会を与えようとは思わなかったのでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

先程も町長の答弁の中でありましたけれども、当然3つの選択肢の中で検討を行いました。

た。事業費の比較、それから今津崎議員が申しあげました受注機会の確保、それから現場工程の短縮円滑化、そういったものを総合的に勘案した結果、変更契約が妥当であるという判断をしたところでございます。

3 番（津崎淳子さん）

まだ、この先、庁舎関連の方は事業費が増える予定でしょうか、お聞きします。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

1 3 : 5 2
~
1 3 : 5 2

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 番（津崎淳子さん）

庁舎建設に関連する事業費が増えるかをお聞きします。

総務課長（相羽康徳君）

今後、電気設備の2期工事、それから引っ越しに係る業務委託、令和3年度においては、車庫3棟建築、駐車場整備、国道からのアプローチ補修、外灯設置等を見込んでおりますので、事業費は上がってくるということでございます。

3 番（津崎淳子さん）

今回はあまり聞かない本体工事に解体を追加変更され、町民や世間も驚きました。

また当初13億と言われてましたけど、今回の解体費用を含み17億8千8百15万円です。町民も最終的に幾らになるのか懸念しています。

町として抑制しようとする努力は何えると思いますが、疑念を抱かれないよう丁寧な説明をお願いしたいと思います。

また残りの工事ですが、町内の建築業者もコロナ禍の影響で40%ぐらい減少していると町長は言われましたので、受注の機会を増やす努力をしていただきたいなと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（大村明雄君）

休憩します。

1 3 : 5 4
~
1 4 : 0 2

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大坪満寿子さんの発言を許します。

[議員 大坪 満寿子 君 登壇]

8番（大坪満寿子君）

こんにちは。

今年も早いもので半年が過ぎ、雨の季節となりました。

紫陽花の花が雨に打たれ一層美しく映える季節でもあります、これから秋にかけ豪雨や台風のシーズンです。

幸いにも豪雨による大きな災害はまだお聞きしておりませんが、これからの雨に対する警戒に手を抜いてはならないと考えております。

年明けからの新型コロナウイルス感染症拡大で、児童生徒などの休校要請、休業要請による保護者負担には計り知れないものがある中、罹患された国民の中には亡くなられた方も少なくなく、特に高齢の方々には完全収束まで、常に最新の警戒が必要だと思っております。

新型コロナウイルス感染症によるこれまでにない国民生活への影響は、本町にも重くのしかかり飲食業をはじめ、交通事業者の方など大変な思いをされておりますことに、心よりお見舞い申し上げ、一刻も早い景気回復と平穏な日常に戻れますことを心より願っております。

今回の一般質問は、通告しておりました3点について質問します。

まず、避難所対策について伺います。

昨年9月の一般質問で、避難所で情報収集できない方の為に、テレビを配置できないか質問し、令和2年度当初予算にテレビ配線工事予算が計上されました。

行政のスピーディーな対応に町民の方々も喜んでおられます。

しかし間もなく豪雨・台風シーズンです。多くの方が避難されるそれまでに間に合うのでしょうか。

テレビ配線工事の進捗状況を伺います。

今までの避難マニュアルに加え、新型コロナウイルス感染症にも対応できる「命を守る災害時の行動、そして新型コロナ対策」のプリントが各戸配布されました。詳しく丁寧に説明されており、早速チラシを見ながら持出品のチェックをしたり、準備をしたと話される町民の方も多くおられます。

町民の注意を促すためには、とてもよい考えだと思います。

「命を守る、災害時の行動、そして新型コロナ対策」のチラシの中に、車の中での避難がありますが、町として、車の中での避難場所は決められているのか伺います。

また、近隣市町村や大隅半島5町などで連携し、避難場所や避難行動対策などに取り組むことは考えられないか伺います。

次に、一般防除種メリケントキンソウについて伺います。

メリケントキンソウは南アメリカ原産のキク科の植物で、1930年代和歌山県で発見され、全国各地に広がりました。高さ3センチから20センチで地面を這うように生え、繁殖率が高く、在来植物の生息地を奪う一般防除種の外来植物です。種子には、長さ2、3ミリの鋭く硬いトゲがあり人が怪我をすることもあります。

鋭いトゲが靴底や車などのタイヤに付着し、繁殖地を広げていくのが特徴です。

農家の方をはじめ、町民の方からも駆除に困っていると聞いていました。

私の家の庭にも生息して、駆除に困っていたところ5月30日付けの南日本新聞に、メリケントキンソウの記事が掲載され、早速、志布志市の環境省、環境カウンセラーの窪健一さんのところへ出向き、色々お話を伺いました。

窪さんは8年ほど前、校庭でサッカーをしていた児童がメリケントキンソウで怪我をしたことをきっかけに撲滅活動に取り組み、自前でポスターを作成し、これが自前で作成されたそうです。(ポスター掲示)

市内の主要箇所に掲示したり、写真展を開催するなどメリケントキンソウの撲滅、啓発運動に取り組んでおられます。

私は帰宅してから、町内を回ってみました。やはり至る所にメリケントキンソウが生息していました。

将来、子供たちが自由に芝生に寝転がったり、走り回れる環境を残していくためにも、また、花壇などの草取りが苦にならないためにも、メリケントキンソウの駆除は、町を挙げ行う必要があると考え質問いたします。

- 1、町としてメリケントキンソウの実態を把握し、調査を行っておられるか。
- 2、対策、苦情はどのようなことを行っておられるか。
- 3、今後の取り組みをどのように考えておられるのか伺います。

最後に、庁舎建設事業について伺います。

私は町民の声を町政に届け、また町の出来事を町民に知らしめなければという思いで、いつも壇上に立っています。

先の3月会議で、議案第86号が提出された時、私は反対しました。そして先日「解体2億円入札せずに発注、公平性で疑問の声」という形で改めて新聞報道された事に、私自身大変驚いています。2億円は非常に大きいです。新聞報道を受け、町外の議員の方からも「南大隅町はどうなっているのか。」と電話をいただきます。また、多くの町民の方からも「新聞を見て驚いた。こんなことは初めてじゃが何事か。」など、多くのご意見をお聞きしましたので、大きなプロジェクトである新庁舎建設事業について、次の質問をさせていただきます。

- 1、現在の新庁舎建設工事の進捗状況を伺います。
- 2、6月4日付南日本新聞記事について伺います。
- 3、庁舎完成までの行程を伺います。

以上で私の壇上からの質問を終わります。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

第1問第①項「避難所のテレビ配線工事の進捗率を伺う。」とのご質問でございますが、避難所のテレビ配線工事については、県の元気おこし事業により実施する計画で進めておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金での対応も視野に入れ、現在、計画見直しによる申請手続を県と協議しているところでございます。

今後交付金等の決定がなされてからの実施となりますので、進捗率については、現在のところ0%でございます。

8番（大坪満寿子さん）

豪雨、台風シーズンになりましたが、豪雨、台風シーズンには間に合わないかと理解してよろしいでしょうか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

テレビの設置につきましては、6月会議において、11台購入する計画でお願いしているところでございます。

設置時期につきましては、テレビ配線等が終了してからになりますので、梅雨時期がどこまでっていう部分もあるかと思えますけれども、それ以降になる予定でございます。

8番（大坪満寿子さん）

避難された方の多くが情報収集に困っていらっしゃいますので、まだ0%っていうことですが、是非早めに、よろしく願います。

次の質問をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第1問第②項「車の中の避難場所は決められているのか伺う。」とのご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の避難場所については、先ほど答弁させていただきましたが、安全な場所にいる人は無理して避難場所へ行く必要がないことに加え、町が指定する避難所への避難以外の「安全な場所にある親戚や知人宅への避難」も有効な方法であると考えております。

ご質問にある「車の中の避難場所は決められているのか。」とのことですが、車中避難については、自宅も危ない、避難所までの移動も困難な場合に限り、一時的に安全な場所に駐車し、難を逃れるためのものと考えており、町として車中避難のための場所は決めておりません。

8番（大坪満寿子さん）

南大隅町は海や山に囲まれております。どこに避難したのか分からないのであれば、もし土砂崩れ等に巻き込まれた場合に、搜索する場所も分からないというような状態に陥ると思うんですが、前もって横別府だったら中学校跡地とかっていうような、無理に避難しなくても、車の中での避難は、一応横別府地区はどこ、滑川地区はどこっていうような、考えはお持ちでないでしょうか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

避難の方法でございますけれども、ただいま町長からの説明がございましたけれども、やはり避難所に避難する方法としては、あくまでも、避難所への避難。若しくは安全な場所にある親戚や知人宅への避難、これを主に進めているところでございます。

この車中避難については、あくまでも最終手段的な位置付けでございますので、これを推奨するという形ではなくて、もし避難するとなっても、自ら安全な場所を日頃から調べておいて、そちらで避難をするという考え方が正しいかなというふうに考えているところでございます。

8 番（大坪満寿子さん）

では、自己判断ということで理解してよろしいですか。
場所です。

総務課長（相羽康徳君）

車中避難については、あくまでも、そういったことが原則になろうと思います。
あくまで町がここを指定するというのは、難しいと考えているところでございます。

8 番（大坪満寿子さん）

私はやはり南大隅町自体の地形も山があり海があり、それと最近地震も多発しておりますので、あらかじめ、この場所だったら安全だよって、これ見ても分かるんですが、車の中ってというのが、黄色に書いてあるので、あまり勧めないよ、でもってというような感じで書かれているとは思いますが、町民の皆さんはこれを見れば車の中にも避難していいんだな、エコノミーに気を付ければいいんだなあとかというようなふうにとられると思うんですね。

だからやはり、どこどこが安全だと思われましてというようなのは、町として発信すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

確かに、津波等における緊急指定避難場所、これについては町内 39 カ所を持っているところでございますけれども、そちらを紹介するというのは、なかなか町としてはどうだろうかという現状の中では考えているところでございます。

8 番（大坪満寿子さん）

私はぜひ検討していただきたいと思いますので、また総務課の方でも、よろしくご検討の方お願いします。
次の質問をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第 1 問第③項「5 町で連携し対策に取り組むことは考えられないか伺う。」とのご質問でございますが、全国的に新型コロナウイルス感染症拡大の第 2 波が懸念されている中、残念ながら 6 月 12 日鹿児島市において新たな感染者が確認されたところです。

現在、本町におきましては、感染症の発生が確認されていないこと。また、自然災害時に伴う避難者の状況から、5 町で連携した取り組みは行っておりませんが、今回、感染者が確認されたことによりまして、町民に対して感染症の拡大防止に対する注意喚起、避難所における衛生管理等を徹底するとともに、近隣市町と感染症及び自然災害状況について、引続き情報の共有を図り、避難所対策に努めていきます。

8 番（大坪満寿子さん）

幸いにも、大隅地域で新型コロナウイルス感染症患者はまだ発生しておりませんが、町長も言われるように先日、鹿児島市で 11 人目の感染者が出ました。

新型コロナウイルス感染症に限らず、未知のウイルスや家畜伝染病院のような疫病は、今後も発生するだろうと言われております。

コロナウイルス感染症の第2波、第3波にも備えなければいけません。南海トラフ地震の心配もあります。ウイルスや疫病の発生、南海トラフ地震などを考えると、町外からの避難の受入れ、また地震なんかの時に、町外への避難もあり得るかもしれませんので、広域的な対策は、私は必要だと考えます。

コロナで県をまたいでのってというのはあるんですけど、広域的な対策というのは、必要になっていくのではないかと考えますので、ぜひ進めていってほしいと思います。

次の質問をお願いします。

教育長（山崎洋一君）

次に、第2問第①項「実態を把握し調査を行っているか伺う。」、第②項「町としての対策、駆除は行っているか伺う。」とのご質問でございますが、関連がありますので、併せてお答えをいたします。

初めに、実態調査については、町立の小中学校・幼稚園は、各学校で調査を行い、教育委員会へ報告をいただいております。

教育委員会所管の各施設については、職員の巡回による調査や管理を委託している公民館等からの報告により、実態の把握に努めております。

次に、町としての対策、駆除でございますが、発生が確認された時は、冬から春ごろの適切な時期に薬剤散布による駆除を実施しております。

平成28年度、平成29年度にかけて、第一佐多中学校の運動場、佐多山村交流広場、農業者トレーニングセンターに発生が確認されたため、薬剤散布による駆除を実施しています。

また、令和元年度には、佐多旧薬園、今年度には、旧登尾小学校運動場、町立幼稚園に駆除のため、薬剤散布を行ったところでございます。

8番（大坪満寿子さん）

薬剤散布だけしてらっしゃるんでしょうか。

抜き取り作業はしていらっしゃらないんでしょうか伺います。

教育長（山崎洋一君）

振興課長に答弁させます。

教育振興課長（上大川秋広君）

現在のところの対策につきましては、薬剤散布のみを行っております。

（「薬剤散布のみ？」との声あり）

教育振興課長（上大川秋広君）

抜き取りについては行っておりません。

8番（大坪満寿子さん）

私は駆除の方法が分からず、草払い機で払ってしまいクラスターを発生させてしまつて、私の家の庭はもうメリケントキンソウだらけになってしまいました。

私のように駆除の仕方を知らない方も大変多いのではないのでしょうか。除草剤を散布する時期も重要だとのことでしたが、このように、今、皆さんにお配りしてるんですけど、これは志布志市が発行しているメリケントキンソウの撲滅対策マニュアルというものなん

ですけど、これは、除草剤も重要だけれども、抜き取りも重要ということになっております。
(チラシ配布：議員、執行部、傍聴者)

このようなチラシを作成し、注意することも、駆除対策の一つと考えますので、ぜひ検討してみてください。

子供たちが怪我をしないためにも、継続して駆除することが大事かと思えます。

次の質問をお願いします。

教育長（山崎洋一君）

次に、第2問第③項「今後の取り組みを伺う。」とのご質問でございますが、メリケントキンソウは種子に鋭いとげがあり、そのとげが肌に刺さり怪我をする恐れがあることから、学校等の教育施設においては児童生徒や利用者に対し、その危険性を周知するためのチラシや注意喚起の看板等を設置し、早期発見による生息地拡大防止と撲滅に努めてまいりたいと考えております。

また、農地へ生息域を拡大する可能性が高いことから、農家を参集する会合などでも、その危険性について注意喚起を行うとともに、広く町民に周知を図るため、町広報紙にも注意喚起の記事を掲載するなど対応して参りたいと思っております。

8番（大坪満寿子さん）

志布志市は行政と住民が連携して取り組んでおられます。

撲滅マニュアルを作成し、駆除活動やたて看板、写真展、研修会などを開催していらっしゃいます。情報の共有が1番大事だと話されました。

市が2014年に撲滅対策委員会を設置し、2019年度までに撲滅させる目標でしたが、今年になっても、残念ながら達成されてないそうです。

なかなかしぶとい雑草だと言われました。

私たちも、住民はもちろん、地域、各種団体、指定管理者も含めて撲滅活動をしていくことが大事かと思えます。

これから先、子供たちが自由に走り回れる環境を残していくためにも、行政が中心となって指導していただきたいです。

次の質問をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、大坪議員の第3問庁舎建設事業についての第①項「工事の進捗状況を伺う。」とのご質問でございますが、平成30年12月に着工いたしました庁舎建設工事の進捗率については、5月末現在において73%の進捗率となっております。

8番（大坪満寿子さん）

いよいよ完成っていうところに近付いてきたかなと思います。

周辺道路は通学路になっておりますが、これまでに通行止めによるトラブルなどは発生していないか伺います。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

工事期間中における通行止めについてですけれども、看板の設置、それから学校へのファクス送信、それから周辺地域へのチラシ配布等により周知を図ったところでございます。

通行止め開始の段階では、防災無線による呼びかけを行っていたところでございますけれども、周知が落ち付いた段階では3つの方法で対応したところでございます。

学校等からの苦情はありませんでしたけれども、町民の方から看板が見えなかったというような連絡等はいただいているところでございます。

8番（大坪満寿子さん）

トラブルが少なくて良かったです。

完成まで事故のないようにお願いします。

次の質問をお願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第3問②項「6月4日付け南日本新聞記事について何う。」とのご質問でございますが、本件の変更手続の方法については、先ほど津崎議員のご質問でも答弁致しましたとおり「本庁舎建設検討委員会」等におきまして、合併特例債を活用した事業費の抑制を整備方針に反映させるべく答申を賜っておりますので、設計額での事業費比較、受注機会の確保、現場工程の短縮・円滑化など、諸条件を総合的に勘案・検討した結果、変更請負契約による事務手続を致したところでございます。

今回の件についても、単独で解体工事等を行う場合、また現在の工事に追加変更する場合においての試算を行い、町民の皆様に対し、最優先すべきことを様々な観点から十分に検討した結果であり、本案は3月会議において議員各位のご理解の下、議決されたものと理解しております。

今後も、町民皆様の御意見を整備方針に十分に反映させ、事業推進に努めてまいります。

8番（大坪満寿子さん）

津崎議員の時にも言われたんですけど、検討委員会を開催したというふうに発言されましたが、メンバーといつ開催されたのかお伺いします。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁します。

総務課長（相羽康徳君）

役場本庁舎の検討委員会ですけれども、いつ何回開催したという数字を今手元に持っていないところでございますけれども、平成28年11月28日に庁舎整備事業有識者検討委員会の方から整備方針について答申をいただいたところでございます。

8番（大坪満寿子さん）

お伺いします。

平成28年に、この変更契約をするというふうに決まっていたと理解してよろしいので

しょうか。会があったと。

総務課長（相羽康徳君）

申しわけありませんでした。

検討した委員会というものは、特に設置はしておりません。

工事を遂行する総務課、関連する職員において、先ほど津崎議員の中でも答弁いたしましたとおり、3つの観点から変更契約の方が妥当であろうということで決定をしたところでございます。

8番（大坪満寿子さん）

では町長に伺います。

町長も新聞記事を見られたと思いますが、あの記事に関して、町長はどのようなふうにご感想を持たれましたか伺います。

町長（森田俊彦君）

突然のことで、ちょっとびっくりしたような状況でしたけども、あれだけ読むと少し勘違いしそうな感じかなというふうに思いました。

その前に、総務課が担当所管として色々と説明をされてたと思います。事務手続の状況やら3月議会の状況等も説明されたかというふうに思うんですけども、そこら辺の部分も、一応可決されたということが書いてあったみたいですけども、その点が少し、ちょっと途中の経緯が飛んでるんじゃないのかなというふうな気がしております。

8番（大坪満寿子さん）

では、新聞記事の件で役場に問い合わせの電話などあったのでしょうか。

また、解体工事について他の建設業者から入札についての苦情・苦言などなかったか伺います。

総務課長（相羽康徳君）

本日、支局長の方もお見えでございますけれども、取材の方は私、それから庁舎整備室の方でお受けいたしております。

それから建設業者の方からの苦言等については、直接聞いていないところでございます。

8番（大坪満寿子さん）

新聞記事についての、電話があったということですか。

総務課長（相羽康徳君）

新聞報道をされて役場の庁舎整備室の方に電話等による問い合わせ等は、特段把握をしていないところでございます。

8番（大坪満寿子さん）

新聞記事によれば、情報開示をした時、黒塗りされていたとのことでしたが、この黒塗りでの開示は妥当だったのでしょうか伺います。

総務課長（相羽康徳君）

黒塗りの部分でございますけれども、これについては、南大隅町情報公開条例第5条第1項第6号に基づく不開示情報に当たるため、黒塗りというようなことになったところでございます。

8番（大坪満寿子さん）

では、私が聞いたところでは、2千5百万円程度の事業費抑制になるということでしたが、他の建設業者に広く受注を与えるより、2千5百万円の事業費抑制を選んだ町長の考え、そして追加工事としての変更契約が妥当であったという考えを再度町長にお伺いします。

町長（森田俊彦君）

先ほど来、この議論で概ね2億いくらだったかな。

（「査定の段階ですすね。」との声あり）

町長（森田俊彦君）

かなり工事高の抑制に繋がるという話が出てくるかと思えます。

それと先般財務の話もちょっと出てたような状況だというふうに思いますが、今回、我々もこのアスベストが出てくることをちょっと予期してなかったなということを反省しておるんですが、これで工事高が非常に上がるんじゃないだろうか非常に懸念しておる状況でした。そういう状況に、また答申からいただいておりました合併特例債が延長する状況の中で、少しでも抑制できるんじゃないだろうか、そしてまた契約をこのまま続行する状況で、かなりの額、落とせるんじゃないだろうかというようなこと、それと工期短縮に関しましても、非常にスムーズに行くのではなかろうかというようなことも我々も考えておりました、その部分では、答申いただいた時にゴーサインを出したというのは、私も然るべき状況だったかなというふうに思っております。

8番（大坪満寿子さん）

では、過去3年間の工事発注件数を5千万区切りでよろしかったら教えてください。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

14 : 37
~
14 : 37

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

総務課長（相羽康徳君）

すいません、こちらで過去5年間の5千万円以上の建築工事については、把握をしております。

（「はい。」との声あり）

総務課長（相場康徳君）

平成26年度が3件、27年度が1件、平成28年度から29年はありませんでした。平成30年度は4件、この内3件は、庁舎建設工事のものでございます。

以上です。

8番（大坪満寿子さん）

2億円の事業はとても大きなプロジェクトです。

今回、新型コロナウイルス感染症対策で国から1人10万円の給付金以外に、南大隅町独自で町民1人当たり3万円が支給されました。総額2億1千万円にも上ります。コロナ禍で大変なのは建設業界も同じです。2千5百万円の抑制、もうちょっと上がるかもしれませんが、大事だったでしょうが、南大隅町の一大イベントとしての町のシンボルとなる庁舎建設事業に、町内全ての建設会社に参画してもらい入札していただくことという考えがあってもよかったのではと私は考えます。

私は、南大隅町を盛り上げるためにも、多くの建設業に参画していただきたかったです。公平、平等、透明性の観点からも、そうすべきだったのではと考えます。

次の質問をお願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第3問第③項「完成までの工程を伺う。」とのご質問でございますが、本庁舎建設工事の全体の完成工期は、令和3年10月31日までとなっております。

今後の工程につきましては、今年8月末を目途に、鹿児島県へ新庁舎の仮使用届の申請・検査を受け、9月初旬に建物本体の引き渡しを予定しております。その後、各電算システムやデジタル回線の設置、防災システムの移設などを進め、新庁舎での業務開始に向け、現在、準備や調整を進めているところです。

新庁舎への引っ越しは、新型コロナウイルス感染症対策のため、11月中旬を予定しております。

旧庁舎については解体作業に合わせ、建物内物品等の整理などを行い、解体工事完了後、車庫や備蓄倉庫の整備と合わせ最終的な駐車場舗装を行い、全体的な事業完了を令和3年度末と予定しております。

8番（大坪満寿子さん）

引っ越しの方法はどのような形で行われるのか伺います。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

現段階での計画見込みでございますけれども、今年度中は、今回補正で計上しております電気設備工事の2期工事や引っ越し等に係る業務委託料等を計上しておりますけれども、今後、令和2年9月初旬の仮使用許可、これを経て11月の引っ越しを予定しているところでございます。

8番（大坪満寿子さん）

引っ越しの時に移動可能な物品は職員で行うのか伺います。

総務課長（相羽康徳君）

全てが職員で行うということはなかなか難しいところがございます。金庫等の大きなものについては業者へ委託する。また、机等については職員で移動をかける計画でございます。

8番（大坪満寿子さん）

職員での作業も怪我・事故のないように十分気を付けて行ってください。

備品購入を含めた最終事業費は、およそどれぐらいを想定しているか設計も含めてお願いします。

総務課長（相羽康徳君）

現在まで検討段階の経費から全てを入れ込みまして、総事業費の見込み額ですが、解体を含めて、建設・電気・設備・設計管理費用が約16億4千万円。設計に関する費用が約9千万円。外構関連工事等が約1億6千万円。備品システム等移設費用等が約2億円で、おおよそ21億円前後というような試算をしているところでございます。

8番（大坪満寿子さん）

今説明がありました21億円なんですけど、今ある基金を幾ら使うか、合併特例債などをいくら借りるのか、内訳が分かれば教えてください。

総務課長（相羽康徳君）

現在のところあくまでもこれは計画でございます。

本庁舎の整備事業に係る合併特例債を、おおよそ14億円程度を見込んでおります。あとの財源等については、当然町有施設整備基金であるとか、一般財源等で対応することになるかと思えます。

8番（大坪満寿子さん）

先ほど水谷議員からも色々出ました。今後の財政計画は、長い将来を見据えて大丈夫でしょうか、町長に伺います。

町長（森田俊彦君）

先ほどの先般の総務課長のお話、それとまた私の答弁でもあったかと思うんですけど、令和4年辺りをピークにして、そこから少しずつ徐々にまた健全化に向けていこうと、平成30年の9月の段階でも水谷議員からやはり同じような質問をいただいております、基金とこの財務状況とのバランス。またその前の全協の方でも防災デジタル無線化がどうしても急務であると、これに非常に多大なお金が掛かるということ、その時に起債をこう

やって膨らましますよという話は、もう3年ほど前にもお話ししていたと思います。その当時から、一旦起債は上がりますということをもう再三言ってきておる状況です。

そしてまた財務の方もそれをシミュレーションして、今後の5年後ぐらいの状況を一応計画をしております。

今回庁舎に関しましては、庁舎建設の段階でもどうしてもこのタイミングでやっておかなければ、築50年に近づくこの状況。そしてまた耐震化が足りない庁舎。これをこの後の10年後か20年後に本町の力として建てられるのかというような、そういうようなことを考えた時に、負の部分、もしくはそういう部分を先送りしてしまっているのかどうかというような議論を先般したかと思えます。

その状況下の中で、皆さん議会が認めていただきまして庁舎建設に至っております。

大きな出費という部分がここに来ているかというふうに私も思っております。

これは、シミュレーションの中で、一遍上がりますけども、起債の段階では、これ財務の段階でも、ここは慎重に基金の運用並びに、これを活用する部分、そして今後の国の動向等の交付金の減額等のことも十分考える状況でございますけども、そこはまた我慢していかなきゃなくなっているのかなというふうなことも、我々も一つの課題として考えております。

社会情勢が非常に大分変わりつつある状況の中で、先行きの見通しには非常に皆さん不安を感じるかというふうに思うんですけども、我々もそこら辺をある意味、勘案した中で事業計画を組んでいかなければならんのかなということ、肝に銘じたいというふうに思っております。

8番（大坪満寿子さん）

車に例えるとアクセルとブレーキだと思います。その使い方がきちんと機能しているのか私は目先のことだけにとらわれず、長期的な視点の調整が必要だと考えます。

先ほども申し上げましたが、町民への3万円も大変喜ばれています。一方、多くの人からも異論も聞いております。3万円を支給する前に、町長自らご自分の給料の一部カットとか、私たち議員も考えないといけない時に来ているのかなというふうに思います。

庁舎完成も間近ということですよ。

高齢化が進み、人口も減少していく中で、将来子供たちに重く負担が申し掛からないような運営を望みます。

町の予算は、町民みんなの予算ですよ。

町民が一生懸命働いて納税した税金ですよ。

町民のお金ですよ。

今後も長期的な考え方に立って、節約も念頭に町民が安心できる財政運営を行っていただきたい、そう思います。

私の一般質問を終わります。

議長（大村明雄君）

次に後藤道子さんの発言を許します。

[議員 後藤 道子 君 登壇]

5番（後藤道子君）

今回のコロナ対策事業「南大隅町みんなできばろや給付金事業」は、町民から、大変有り難かったとの声をたくさんいただきました。

迅速な対応に職員も大変苦勞されたことと思ひ、感謝したいと思ひます。

さて、県内で 111 人目となるコロナ感染者が確認されました。今のところは、接触した 102 人が陰性との結果に少し安堵しましたが、感染経路は不明ということに怖さを感じます。

また、昨日、国内では新たに 75 人の感染者が確認され、累計は 1 万 6,791 人となり、死者は 6 人増え、計 903 人になったとの情報です。

新型コロナウイルスへの感染リスクは、私たちの日常の中にあるとの認識を再確認し、「外出時のマスク着用」、「ソーシャルディスタンス」、「手洗い、咳エチケット」など、新しい生活様式をしっかりと実践することの大切さを感じています。

緊急事態宣言が全国で解除されて、少しずつ日常を取り戻すために動き出した今、私たちは、コロナと共存していくという覚悟が、今後求められるのではないのでしょうか。ゆえに「ウィズコロナ」だということです。

「ウィズコロナ」は、私たちの生活や仕事の有り様を今までとは大きく変えていくと言われています。

そこで、今回私は、1 問目に自治体における働き方改革について伺います。

平成 30 年度定例会 12 月会議における「ICT 活用による働き方」についての、答弁に対する対応措置をどう取られたか伺い、また、働き方が改善されているか伺います。

2 問目は、行政サービス対応について伺います。

町民からの行政サービス対応についての不満などを耳にすることがあります。

そこで、窓口担当職員の研修はどのように行っているか伺い、また、他の職員の研修はどのように行っているか伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

後藤議員の第 1 問題第①項「平成 30 年度定例会 12 月会議における ICT 活用による働き方についての答弁に対する対応措置をどうとられたか伺う。」

第②項「働き方が改善されているか伺う。」とのご質問でございますが、関連がありますので併せてお答えいたします。

ICT 活用による働き方改革の活用技術につきましては、前回答弁いたしましたとおり「テレワークの導入」及び「ロボットによる業務自動化（RPA）の導入」、「AI の活用」による業務の省力化等がございます。

「テレワークの導入」につきましては、技術的には可能になってきておりますが、役場という個人情報扱う事業所において、個人宅でのセキュリティーの確保と制度面でのクリアすべき問題も多数あることから、現在に見合わせております。

「RPA の導入」、「AI の活用」による業務の省力化等でございますが、昨年、先進導入自治体に職員を派遣して、RPA の活用及び導入事例などを研修して参りました。

そのことを踏まえ、本年度 RPA 導入事業について事業執行し、対象業務の選定、シナリオ作成、業務への導入を進めているところでございます。

議長（大村明雄君）

休憩します。

14 : 56
~
15 : 03

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番（後藤道子さん）

私は、平成30年度の12月定例会の時に質問をした、答弁に対しての対応措置を伺ったんですが、このコロナ対策の一環として、非常にテレワークの導入は必要性を感じております。

もし本町で感染者が発生した場合などの対応として、私はテレワークを考えていたんですが、そういう場合、本町はどのような対応を取られるというふうに対策を考えていらっしゃるか伺います。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

仮に、職員にコロナ感染者が出た場合の対応策でございますけれども、テレワークについては、個人情報取り扱いや書類持ち出し等に課題があることから、本庁勤務職員の約半数を支所での勤務にし、リスクを分散する計画を立てております。

今のところ実施しておりませんが、近隣で感染者が出た場合には、実施予定でございます。

具体的には、現在本庁勤務の内、副町長、それから一般職員の38名、再任用及び会計年度任用職員の10名を支所の方に分散するというので、切り替え後の職員数としては、本町が81名の55.9%。それから支所については、64名の44.1%の職員が分散されるという計画でございます。

5番（後藤道子さん）

テレワークに変わる対応策を今後、いつでも発生した場合に、即実行できる体制をとっていただきたいというふうに考えます。

それと今、平成27年度より人事評価制度を実施されているというふうに思っていますが、上司と部下のコミュニケーションづくり、人材育成など、人事評価に対するイベントの研修を行っているという12月に回答いただいておりますが、その辺り、その後もされているのか、課内でのコミュニケーションづくりとはどういうことを行っているか伺います。

総務課長（相羽康徳君）

コミュニケーションづくりにつきましては、ただいま議員の方からありましたとおり、人事評価制度の中で面談等を行っておりますので、その中で十分な聞き取り等も行っていただいております。

また各課においては始業時の朝礼ということで情報の共有を図っている現状でございます。

それから職員研修の関係でございますが、令和元年度は、人事評価については評価者の研修を1日、それから人事評価の被評価者の研修をそれぞれ1回ずつ開催しているところでございます。

5番（後藤道子さん）

今、人事評価での部下とのコミュニケーションづくりを行っているということで、朝の朝礼で行っているということですが、これ以外に何か各課で行っている事例はないか伺います。

総務課長（相羽康徳君）

各課ごとに様々な取り組みはやっているかというふうに考えておりますけれども、特に年度初めにおいては、スローガン等を各課で上げてもらうようにしております。その中で、ある程度の職員間のコミュニケーションというものは、取れていくかなというふうには感じております。

5番（後藤道子さん）

昨年度、3月末で9名の職員の退職者がおられました。

その中で定年退職された方が3名、内1名は再雇用ということで、再任退職の方が1名、その他に5名の方が中途退職というか、定年前に退職をされたというふうに思っているんですが、この5名の方の退職の理由は、どういう理由で退職されたかということをお伺いします。

総務課長（相羽康徳君）

退職の理由でございますが、早期退職の要綱に基づきまして募集を行って、それに対してそれぞれの職員が手を挙げたということでございます。

理由等については、新たな目標を見つけた方、それから家庭的な事情、もろもろでございます。

早期退職に当たる職員の方々には、それぞれ面談等を行って理由等をお聞きしているところでございます。

5番（後藤道子さん）

この早期退職制度は、本年度からですか、近年行ってらっしゃるんですか。

総務課長（相羽康徳君）

スタートの年度までは、ちょっと把握しておりませんが、導入されてから3年ぐらい経つかというふうに考えております。

5番（後藤道子さん）

それでは、時間外労働でちょっとお聞きしますが、2019年から法改正がされて、時間外及び休日労働の件が変わってきたと思うんですが、この中で36協定というのがあると思うんですが、うちの行政としては、そういうところは結ばれてるかどうか。また、その場合、時間外・休日給の対応はどのようにされているか伺います。

総務課長（相羽康徳君）

まず36協定の関係ですけれども、これについては公営企業が適用される部分について

の部分でございますので、本町においては協定は結んでおりません。

時間外勤務の状況なんですけれども、事前に各課等の管理職の命令を受けて業務に従事していることから、職員の勤務状況については、各担当課長で把握をしているところでございます。ただ職員によっては、一時的に業務が多忙になる時期、それから地域の役員等も担ったりしていることもありまして、時間外に残っている現状があることは、把握をしているところでございます。

以上です。

5 番（後藤道子さん）

課によっては休日出勤が発生する場合がありますが、この時の対応はどのような対応をされているか伺います。

総務課長（相羽康徳君）

休日の出勤については、出来るだけ振替え、健康上のことを考えると振替えを推奨しているところでございます。

5 番（後藤道子さん）

では、2 問目お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第 2 問第①項「窓口担当者の研修はどのように行っているか伺う。」、第②項「他の職員の研修はどのように行っているか伺う。」とのご質問でございますが、関連がありますので併せてお答えいたします。

職員研修につきましては、町独自の研修の外、自治研修センターで実施される階級ごとの研修や自治大学校に職員を派遣し、スキルアップを図っているところです。

議員お尋ねの接遇に関する研修につきましては、自治研修センターで行われる新規採用職員研修で受講することとなり、接遇の心構え、言葉使い、挨拶、電話対応等の研修が実践形式で行われているところです。

研修の重要性は十分理解しておりますので、今後も可能な限り研修機会を設け、職員のスキルアップを図るとともに、気軽に来庁できる庁舎づくりを進めてまいります。

5 番（後藤道子さん）

新入職員に対しての研修は 1 日ですか。それとも何日ぐらいの予定ですか。

内容は分かりましたので日数的なの。

総務課長（相羽康徳君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

新規採用職員については、自治研修センターが行います新規採用職員研修に参加をさせているところでございます。

前期が 3 泊 4 日で実施されますけれども、接遇の時間が 4 時間設定されているところでございます。

また、後期研修におきましても 17 時間 30 分の内、4 時間 30 分が接遇に充てられているところでございます。

5 番（後藤道子さん）

今、窓口担当職員、新入職員の関連の研修のことでお尋ねをしているところですが、現在、私の方にも、結構窓口担当者の接遇が悪いというふうなことを耳にするんですが、実際各担当課において、そういう窓口で、そういうふうなことを言われたりとか、その苦情等があったことはないですか、伺います。

総務課長（相羽康徳君）

職員研修については、毎年度、一般研修として、おおよそ月 1 回、職員研修等を実施しておりますけれども、新規採用職員等の窓口対応の研修、各課でやられているのかということでございますが、なかなか実施には至ってなくて、それぞれの朝礼であるとか、コミュニケーションの中で指導しているところでございます。

住民の方々からの苦情等をお聞きした場合は、その職場の課長及び担当者が分かっている場合は、事実関係を確認し、直接指導をしているところでございます。

また全体的には、月 2 回開催されます庁議で副町長よりその内容等について説明をし、指導を行っております。

5 番（後藤道子さん）

月 2 回の庁議の中で副町長の方からの指示があるとは思いますが、各担当課長も、そういうことがあるという事実をもって日々担当部下への指導ということを行っていただきたいというふうに考えます。

町民が気軽に来て、色んなことが言える窓口でなければ、町民に対してのサービスはできないのではないかとこのように考えます。

今は、コロナ禍の中でそういう研修等もできないかもしれませんが、日々来られた方は用事があるで来られているので、そこの担当課でなくても、何か迷ってらっしゃるな、立ち止まってらっしゃるなと思う時には、気軽に声を掛けて、どういう御用ですかというような、そういう思いやりの気持ちを持って、職員の方も窓口対応をやってほしいというふうに、私は考えます。

研修もされていますが、研修に行ったばかりではなく、その後その研修をどう生かされているか、それを各課で検討をされて、今後も実践に繋がるような研修にしていきたいというふうに思います。

それが町民のサービスに繋がるというふうに考えます。

これで私の一般質問を終わります。

議長（大村明雄君）

これで一般質問を終わります。

休憩します。

15 : 18	（ 全員協議会 ）
～	
15 : 44	（ 議長交代 ）

▼ 日程第5 議案第4号 南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定の件

副議長（川原拓郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第4号 南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第4号は、南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定の件であります。

本件は、南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関し、国政選挙及び県知事、県議会議員選挙と同様に取り扱い、設置基準の明確化、候補者同士の公平性、透明性等を確保するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

副議長（川原拓郎君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

これから、議案第4号 南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 南大隅町議会議員及び南大隅町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第6 議案第5号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例制定の件

副議長（川原拓郎君）

日程第6 議案第5号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第5号は、南大隅町税条例等の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

今回の主な改正は、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例等の条文の追加、条項の改正であります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

副議長（川原拓郎君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第7 議案第6号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

副議長（川原拓郎君）

日程第7 議案第6号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第6号は、南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策について、感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合等に休みやすい環境を整備することが重要であり、感染拡大防止の観点から感染者に、傷病手当金の支給を行うため所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

副議長（川原拓郎君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 南大隅町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第8 議案第7号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

副議長（川原拓郎君）

日程第8 議案第7号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第7号は、南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、介護保険施行例の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、低所得者の介護保険料の更なる軽減強化について、令和元年度に引続き所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

副議長（川原拓郎君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第9 議案第8号 南大隅町緑茶加工施設条例の一部を改正する条例制定の件

副議長（川原拓郎君）

日程第9 議案第8号 南大隅町緑茶加工施設条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第8号は、南大隅町緑茶加工施設条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、近年の荒茶価格低迷に伴う厳しい情勢を踏まえ、緑茶加工施設利用者の負担軽減を図る観点から、利用料を引き下げるものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

副議長（川原拓郎君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号 南大隅町緑茶加工施設条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号 南大隅町緑茶加工施設条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 10 議案第 9 号 南大隅町新庁舎電話設備備品購入契約の締結について議決を求める件

副議長（川原拓郎君）

日程第 10 議案第 9 号 南大隅町新庁舎電話設備備品購入契約の締結について議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 9 号は、南大隅町新庁舎電話設備備品購入契約の締結について議決を求める件であります。

本件は、新庁舎電話設備の備品購入契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的は、南大隅町新庁舎電話設備備品購入

2、契約の方法は、指名競争入札

3、契約金額は、5 百 6 万 2 千 6 百 40 円

4、契約の相手方は、鹿児島市松原町 4 番 26 号

西日本電信電話株式会社

鹿児島支店 支店長 榊原 寿治でございます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

副議長（川原拓郎君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

討論なしと認めます。
これから、議案第9号 南大隅町新庁舎電話設備備品購入契約の締結について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

副議長（川原拓郎君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第9号 南大隅町新庁舎電話設備備品購入契約の締結について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

- ▼日程第11 議案第10号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）について
- ▼日程第12 議案第11号 令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼日程第13 議案第12号 令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）について

副議長（川原拓郎君）

日程第11 議案第10号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第13 議案第12号 令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上3件を一括議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第10号から12号まで、一括して、提案理由の説明を申し上げます。
議案第10号は、令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）についてであります。
本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8百19万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9千9百3万2千円とするものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に「本庁舎建設事業（電気設備2期工事）」、「佐多支所改修工事事業」、「ツーリズム推進事業」、「根占地区ふれあい広場整備事業」、「大泊海浜公園多目的施設整備事業」等の計上及び人件費の調整を行い、歳入予算では、所要の財源として、国・県支出金、繰入金、町債等を計上したものであります。

また、「第2表 地方債補正」においては、保健体育施設整備事業の追加並びに限度額の変更を行っております。

次に、議案第11号は、令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8千31万5千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算に、傷病手当金を計上し、歳入予算では県支出金を計上したものであります。

次に、議案第12号は、令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、収益的支出において、人件費の調整を計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第10号 一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

まず1ページでございます。

議案第10号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）

令和2年度南大隅町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8百19万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9千9百3万2千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

5ページをお願いします。

第2表 地方債補正追加でございますが、保健体育施設整備事業1億2千7百80万円を追加するものでございます。

次に、限度額の変更でございます。

合併特例事業を7億90万円に、過疎地域自立促進特別事業を7千7百90万円に、農業振興事業を1千1百60万円に、道路橋梁事業を7千9百60万円に、港湾整備事業を8百80万円に変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

8ページをお願いします。

歳入につきましては、主なもののみご説明いたします。

15款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として5百54万4千円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として7百30万3千円を計上いたしました。

16款 県支出金、2項 県補助金、8目 教育費補助金に根占地区ふれあい広場整備事

業に係る半島特定地域元気おこし事業として5百38万1千円。国庫支出金からの組替えとしまして部活動指導員配置事業へ1百42万6千円。大泊海浜公園多目的施設整備事業に係るかごしま材利用推進事業へ9千4百65万1千円を計上いたしました。

9ページをお願いします。

19款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金に一般財源の調整として1千1百43万7千円。同じく、3目 町有施設整備基金繰入金に本庁舎建設事業に係る9百万円を計上いたしました。

11ページをお願いします。

歳出でございます。

まず、各費目において人事異動に伴う職員等の人件費の増減額を計上しております。

主なものについてご説明いたします。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費に佐多支所改修事業に係る工事請負費1千1百50万円。

12ページをお願いします。

7目 自治振興費に地域振興施設助成に係る補助金5百万円。庁舎建設費に本庁舎建設事業に係る工事請負費9百万円。

20目 新型コロナウイルス対策費に感染症拡大防止対策事業に係る経費として2百79万5千円。避難施設整備事業に係る経費5百61万円。ツーリズム推進事業に係る経費1百70万3千円を計上いたしました。

13ページをお願いします。

2款 総務費、3項 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費に戸籍住民基本台帳システム改修に係る経費7百4万円を。

15ページをお願いします。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費になんごう地域医療介護基本構想策定事業に係る負担金3百50万円を。

18ページをお願いします。

7款 土木費、2項 道路橋梁費、3目 道路新設改良費に町道花ノ木小高峯線に係る測量設計委託8百70万円を。

20ページをお願いします。

9款 教育費、6項 保健体育費、1目 保健体育総務費に根占地区ふれあい広場整備事業に係る工事請負費1千80万円。同じく、2目 保健体育施設費に大泊海浜公園多目的施設整備事業に係る事業費2億3千7百55万5千円を計上するものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

町民保健課長（黒木秀君）

続きまして、議案第11号をお願いいたします。

南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第11号 令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8千31万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。

まず歳出をご説明いたします。

2款 保険給付費、6項 傷病諸費、1目 傷病手当金、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金として1百万円を計上したところです。

財源といたしまして6ページ。

6款 県支出金、2項 県補助金、2目 保険給付費等交付金に同額の1百万円を特別調整交付金として計上したところでございます。

以上、ご審議ご決定方くださいますよう、よろしく願いいたします。

建設課長（増田恭一君）

次に、議案第12号 令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

令和2年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和2年度南大隅町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度南大隅町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款 事業費用、第1項 営業費用、既決予定額の支出2億8千8百12万円に対しまして、職員給与費の見直しに伴う86万9千円増額の2億8千8百98万9千円でございます。

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額3千1百89万1千円に対しまして、補正予定額86万9千円増額の3千2百76万円でございます。

3ページをお願いいたします。

収益的支出 第1款 事業費用、第1項 営業費用、4目 総係費でございます。1節 給料、2節 手当等、3節 賞与引当金繰入額、5節 法定福利費、7節 退職給付費の調整にて86万9千円の増額となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

▼ 散 会

副議長（川原拓郎君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月23日は午前10時から本会議を開きます。

6月19日は、常任委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 令和2年 6月15日 午後 4時10分